

近代エジプトのワクフ（イスラム寄進）

—ワクフ省財政データ分析—

加藤 博*

On the Waqf (Islamic Endowment) System in Modern Egypt: Waqf and the Market

KATO Hiroshi*

Studies on waqf in modern times have focused on the reform of the waqf system, particularly the negative aspects that should be “reformed” as being unsuitable for the modern age based on the nation-state. This paper aims to critique this academic trend in waqf studies by clarifying the contributions of waqf in the field of public education in modern Egypt. It mainly relies on the statistical database on the finances of the Ministry of Waqf for the 60 years from 1897 to 1958, which is found in the *Annuaire statistique of Egypt*. The Ministry of Waqf was responsible for management of waqf, or more precisely, “charitable waqf,” and it was obliged to submit an annual balance report of its finances to the Ministry of Finance. Two main results emerged from analyzing the database. First, the charitable waqfs were funded by private donations, and their revenue was influenced by market trends, since most of their revenue derived from the rents of real estate such as land and buildings. Second, until the July 1952 Revolution, public education in modern Egypt, especially primary education, was widely supported by private philanthropic projects, and the waqf system funded by donations played a role in compensating for the lack of financial resources in the primary education policy of the state.

序—問題設定

ワクフとは

まず、ワクフの理念的な定義の確認から始めよう。¹⁾ ワクフとは、イスラム教徒による自発的な私財の寄進行為（ここで寄進は、広義の寄付を含む²⁾）である。それがアラビア語で「停

* 一橋大学名誉教授, Professor Emeritus of Hitotsubashi University
2022年1月17日受付, 2022年6月7日受理

止すること」「凍結すること」を意味するワクフ (*waqf*あるいはハブス *habs*) と呼ばれたのは、寄進された財の処分 (売買・相続・譲渡など) が半永久的に禁止されたことによる。

ワクフは2つの要素からなる。ワクフ物件 (マウクーフ) とワクフ施設 (マウクーフ・アラヒ) である。ワクフ物件とは寄進された私財 (ミルク) であり、その運営からの収益によって建設・維持・管理されるのがワクフ施設である。つまり、ワクフ物件は、ワクフ施設の建設・維持・管理のための財源である。その管財人 (ナーズィル *nāzīr*) の指定も含め、ワクフ物件の管理・運用のすべては、寄進者 (ワーキフ) がワクフ設定時に作成する文書 (ワクフ文書 ワクフィーヤ) で定められた。

また、ワクフはその目的から、「慈善ワクフ」(ワクフ・ハイリー *waqf khayrī*) と「家族ワクフ」(ワクフ・アハリ *waqf ahli*) とに分類された。「慈善ワクフ」とは、寄進当初からワクフ物件の収益がワクフ施設の建設・維持・運営にあてられるよう取り決められたワクフであり、「家族ワクフ」とは、ワクフ物件の収益の受益者 (ムスタヒック) を、寄進者の家族、子孫、縁故者、友人などとし、残りをワクフ施設の建設・維持・運営にあてるよう取り決めたり、指名した受益者が途切れた後に、その収益をワクフ施設の建設・維持・運営にあてるよう取り決めたりしたワクフである。

このワクフ分類はオスマン朝 (帝国) のもとでなされたと言われ、それ以前のイスラム時代には、このワクフ分類はなかった。後者の「家族ワクフ」は、一見する限り、世俗的な目的から設定されたワクフである。しかし、イスラム法 (シャリーア) は、そこからの収益が最終的に慈善に供されるとワクフ文書に明記される限り、「家族ワクフ」と「慈善ワクフ」の法的な差異を認めなかった。

主たるワクフ物件は、利益を生む土地と建物を中心とした不動産である。³⁾ これに対して、ワクフ施設とは、モスク、マドラサ (学院)、病院、水飲み場など、公共目的をもつ宗教・慈

1) ワクフに言及した文献には、たとえ短くとも、かならずワクフの法的定義が与えられている。それはおおむね簡単なワクフの理念的な定義であるが、そうせざるをえないのは、ワクフが異なる時代背景と国・地域事情のもとで、多義的な役割・機能を果たしてきたからであり、ワクフに言及する研究者の問題関心がさまざまだからである。ここでは、本稿での問題関心と重なる筆者のワクフ観を整理した [加藤 2002: 125-134, 2020: 104-136] だけを挙げておく。

2) 寄進・寄付を含むイスラムの慈善行為については、[長谷部 2004: 「序」, 45-47] において簡潔な整理がみられる。なお、この著作は救貧を扱っているが、そこにみられるイスラム世界、ビザンツ世界、中世キリスト教世界の比較は、本稿のテーマにとっても示唆的である。

3) 歴史的には、法的、理念的な定義との整合性を欠くワクフ運営は多くみられた。寄進された財の処分を半永久的に禁止する規定も、買替え (イスティバダール *istibdāl*) や長期賃貸借 (イジャーラテイン *ijāratein*) などの容認によって実質的には無効となった [松田 1991; 林 1999]。不動産のみならず、書籍のような動産もワクフとして設定されたが、現金のワクフ設定は、イスラム法におけるリバー (利子) 禁止の規定との整合性から、議論の対象となった。こうした事態を「逸脱」とみるか、時代環境に対応した「柔軟性」とみるかは、ワクフ研究での問題関心の分かれ目である。筆者は後者の立場をとる。実際、後述するように、近代エジプトにおけるワクフ「改革」と前近代におけるワクフの柔軟な運営との間に、質的な違いを感じないからである。

善施設である。通常、ワクフという場合、ワクフ運営の財源となったワクフ物件を意味することが多い。

ワクフ運営は、市場の動向と深く結びついている。というか、ワクフは、市場の存在があっではじめて機能する制度であった。ワクフ物件運営による主たる収益が、不動産の貸し付けから生じる賃貸料・小作料だからである。それゆえに、本来、ワクフ制度は王朝や国家などの政治体一以後、国家に統一—から独立して運営されるように設計されている。

以上を要約すると、ワクフとは、先の「家族ワクフ」を含めて、慈善を目的とした寄進制度であり、ワクフ設定の際、寄進者が自ら作成した文書（ワクフ文書）の取り決めに従って、寄進財（ワクフ物件）が半永久的に処分を禁止されたうえで、その経営が寄進者本人を含め自らが指定する管財人に委ねられた。そして、管財人はワクフ物件の経営者として、そこからあがる収益を、慈善目的のために、特定の人・組織（ワクフ施設）に供与した。

ワクフ研究動向

それでは次に、以上のワクフの理念的な定義を踏まえたくえて、これまでのワクフ研究の動向を振り返ってみよう。⁴⁾

19世紀以前の前近代のイスラム社会研究において、ワクフは好まれてきたテーマである。それは、イスラム社会の政治・経済・社会に与えたワクフの影響が広範囲にわたり、ワクフの研究が、前近代イスラム社会の特徴をあきらかにするテーマであると期待されたからである [三浦 2022]。実際、ワクフ設定時に作成されるワクフ文書は、ほかの資料群ではみられない、詳細で具体的な内容をもっている。

こうした前近代ワクフ研究の一方で、現代においても、ワクフは注目されるようになってきている。その背景にあるのは、ワクフが、1970年代後半以降におけるイスラム復興の高まりのなか、その一環として急速に台頭したイスラム経済—とりあえず、イスラムを理念とした経済としておく—、とりわけイスラム金融での有力な手段として、またイスラムに独自の慈善・寄付制度として再評価されていることである [長岡 2020: 92-101]。そして、このワクフ再評価の動向は、国民国家による所得と富の再分配機能の限界があきらかとなり、それを補うものとして民間の寄付行為への注目が集まってきていることにも呼応している。

もっとも、現代ワクフ研究においては、ワクフがいわゆるイスラム諸国も含めて、政治体制との関係から論じられることは少なくなっている。それは、ワクフをめぐる時代環境の変化、つまり近代における国民国家を枠組みとした政治体制のなかで、イスラムが所与として組み込

4) ワクフ研究、あるいはワクフ文書を使ったイスラム社会研究は、イスラム世界のすべての国・地域について盛んである。ワクフ運営の基本は、すべての国・地域において共通である。しかし、現実のワクフ運営は、政治体制や社会経済事情の違いを反映して、国・地域ごとに多様な展開をみせてきた [岩武 1999]。そこで、本稿で言及するのは、もっぱらオスマン朝領、とりわけアラブ地域についてのワクフ研究である。

まれた政治体制が崩壊したことの反映である。このように、ワクフと政治体制との関係が変化した以上、前近代のワクフと現代のワクフとの間に、そして前近代ワクフ研究と現代ワクフ研究との間に、大きな溝が生じることは避けがたい。

本稿の目的と構成

しかし、ワクフが政治体制から切り離されたとしても、ワクフを単なる金融や慈善・寄付の手段と考えるならば、ワクフが歴史的にイスラム社会のなかで果たしてきた意義を過小評価することになろう。少なくとも、そこからは前近代と現代をつなぎ、長期的なタイムスパンのなかでワクフのイスラム社会での意義を問う問題意識は生まれてこない。

前近代のワクフ研究と現代のワクフ研究とをつなぐためには、前近代と現代との間にあり、政治体制に大きな変革が起きた近代におけるワクフ事情を研究する必要がある。しかし、近代におけるワクフ研究の現状はどうであろうか。たしかに、近代ワクフ研究の数は少なからずある。しかし、そのほとんどはワクフ制度改革についての研究であり、そこで議論されているのは、もっぱら近代という国民国家の時代にそぐわないワクフの「改革」すべき否定的な側面である。これに対して、その肯定的な側面はもちろんのこと、ワクフの社会経済的機能や役割については、教科書的な言及がある程度である。

その結果、前近代ワクフ研究と現代ワクフ研究は、ワクフでのイスラムの「理念」を唯一のつなぎとして、連続性を欠く2つの研究領域となってしまっている。本稿は、かかる事態の克服をめざしている。つまり、エジプトを舞台に、主として『統計年鑑』(*Annuaire statistique*, 以下、A.S.と略す)に記載されたワクフ省財政データに基づいて近代ワクフ事情を分析することによって、前近代ワクフ研究と現代ワクフ研究との橋渡しを試みる。なお、本稿で近代として言及するのは、エジプトで近代ワクフ改革が始まるムハンマド・アリー統治期(統治1805-48)から、近代ワクフ改革の到達点とされてきた1952年7月革命後の1950、60年代までの時代である。

以下、論述を次の順序で進める。この「序」における問題設定を踏まえて、第1節で、これまでの近代エジプトワクフ研究を批判的に振り返り、第2節で、近代エジプトにおけるワクフ制度の改革を跡づける。第3・4・5節で、1897年から1958年までの60年間にわたるワクフ省財政収支会計データを分析し、ワクフ省によるワクフ経営をあきらかにする。第6節で、社会福祉のうち初等教育を取り上げ、第3・4・5節での分析結果と教育関係データとを付き合わせることによって、ワクフ制度が初等教育において果たした貢献を検証する。そして最後に、「結」において、長期の歴史でのワクフ制度の継続性と断続性について私見を述べる。

1. 近代エジプトワクフ研究

1.1 研究における主要テーマ

近代エジプトにおけるワクフ事情を検討するに際して、2つの問題群を整理しておく必要がある。ひとつは、ワクフ施設が社会で果たす機能や役割にかかわる問題群であり、もうひとつは、ワクフ施設の維持管理の財源であるワクフ物件の運用にかかわる問題群である。

ワクフ制度が、前近代において、イスラム社会の政治・経済・社会の全般にわたって大きな役割を果たしたことはよく知られている。しかし、その言及には、ワクフの歴史評価につながる、2つの異なる視点がみられる。ひとつは、ワクフ施設が社会経済生活に果たした役割や機能の視点からの言及であり、もうひとつは、ワクフ物件の運営、とりわけその効率性を問う視点からの言及である。

この2つは、それぞれ重要な視点である。しかし、前者の視点からの言及は、ワクフ物件収益の提供先、つまりワクフ施設の社会経済的な効果（パフォーマンス）に、後者の視点からの言及は、ワクフ施設の維持管理のための財源、つまりワクフ物件の資産運用に焦点を合わせたものである。

ところで、先述したように、これまでの近代ワクフ研究では、後者の視点であるワクフ物件の資産運用、それもその否定的側面に焦点が合わされてきた。つまり、前近代ワクフ研究においても、ワクフ物件の処分「凍結」規定による資産の非流動化と資産運営の非効率性が指摘されることもあるが、⁵⁾ 近代ワクフ研究で、そしてとりわけ近代エジプトワクフ研究で、もっぱら研究の対象になってきたのは、このワクフ物件の非流動性と資産運営の非効率性をめぐる問題であった。

このうち、ワクフ物件の非流動性での主たる論点はワクフの処分「凍結」の法的規定であり、ワクフ物件、とりわけ農地のイスラム法（シャリーア）での所有権解釈の見直しが争点となった。一方、ワクフ物件における運営の非効率性での主たる論点は管財人（ナズィル）による個別的なワクフ物件経営の是非であり、ワクフ物件の経営管理者の資質と経営監査の不備が争点となった。

ここでは、ワクフ制度はワクフ物件の流動性とワクフ資産運営の効率性の2点において致命的な欠陥をもっており、国民国家の理念にそって、効率性と収益性が担保される制度へと改革されねばならない、ということが前提とされていた。そのため、国家のワクフへの介入と中央集権的な管理は、一部の「伝統主義者」を除けば、かかる改革の実現にとって当然な、そし

5) たとえば、注3で指摘したように、寄進財の処分を半永久的に禁止するワクフ規定は、買替え（イスティブダール *istibdāl*）や長期賃貸借（イジャーラテイン *ijāratein*）などによって実質的に無効とされてきたが、この措置の背景にあったのが、ワクフ物件の非流動化と資産運営の非効率化の問題であった。

て不可欠な措置として肯定されている。

1.2 ベアーのワクフ改革論

この論調は、近代エジプトのワクフ改革研究において先鞭をつけたG・ベアーの論文における次の文章 [Baer 1969: 81] に典型的にみられる。

ワクフシステムに起因する主たる経済的、社会的害悪は、特定の種類のワクフに関係するというものではなく、(ワクフ)制度そのものの本質的な諸特徴と関係していた。恒常的にワクフ地に注意が払われなかったために、ワクフ地での収穫高がそれ以外の農地の収穫高よりも低かったことは、一般的に認められてきた。この指摘を統計によって証明することはできないが、これは、19世紀と20世紀におけるすべての著作者によって観察されてきたことであり、かれらの誰一人として、反対の見解をもつものはいない。

そして、ベアーはこの文章の後、ワクフ地の荒廃をもたらした主たる理由として、土地の流動化を禁止したワクフ法と、非効率な農地経営の温床となった管財人(ナーズィル)制度の2つを挙げ、続けて、ワクフ制度のもっとも大きな害悪として、ワクフが大土地所有、つまり少数の大地主への土地集積の手段となったことを指摘する。

このベアーの指摘は、それぞれを個別に取り上げるならば、もっともな主張にみえる。しかし、留意すべきは、ワクフ地の荒廃をもたらしたとする2つの理由について、それが実証されているわけではないことである。たしかに、土地の非流動化と非効率な農地経営がワクフ地の荒廃をもたらした事例は、多かったかもしれない。しかし、ワクフ地の荒廃がどの程度であったのかについては、いみじくもベアーは、「この(ワクフ地の非効率性経営)指摘を統計によって証明することはできないが」と述べている。⁶⁾

さらに、ベアーはワクフ制度が大土地所有の温床になったことを強調するが、この指摘と、先の2つの理由によってワクフ地が荒廃していたという指摘は、次元の異なる議論のように思われる。つまり、かれの議論では、なぜ大地主が、荒廃にさらされるリスクを負ってまで、ワクフ設定を土地集積の手段にしたのかを、十分に説明できていない。

ベアーは、ワクフ設定による土地集積の理由として、イスラム法の分割相続規定の回避を挙げている。多くの地主が死後の子孫への農地の分割を避けるために、土地のワクフ化をはかったことに、間違いはない。しかし、これは、厳密に言えば、土地分割回避のためのワクフ制度

6) この言葉にあるように、ワクフ化された農地とそうでない農地との間での生産性の違いが、作物収穫高のデータの比較でもって示されたことはない。[五十嵐 2011]と[熊倉 2019]は徴税額の増減に言及するが、そこからワクフ化された農地とそうでない農地(農民保有地、私有地)との間での生産性の違いを指摘することはできないように思われる。

の利用であり、土地集積のためのワクフ制度の利用ではない。新たに土地を取得し、そのうえでそれをワクフ化したのであり、新たに土地を取得するためにワクフを利用したのではないからである。

ベアーは当該論文において、農地のワクフ化を地価と賃貸料・小作料の上昇に結びつけて論じている。⁷⁾しかし、この農地の市場における需給動向をめぐる議論と、先の2つの理由によってワクフ地の荒廃がもたらされたとするワクフ制度の瑕疵についての議論とは、整合的には結びつかない。私見では、土地集積のための農地のワクフ化の背景にあったのは、近代エジプトにおいて農地がもっとも有望な投資先であったからである。

これを要するに、ワクフ地の非流動性と非効率的な経営はワクフ制度の機能（メカニズム）—ここでは、これをワクフ「システム」と呼ぼう—にかかわる問題であり、これに対してワクフ地の集積による大土地所有の形成は、ワクフ制度の利用（悪用？）の問題だということである。たしかに、いかなる社会経済制度も、さまざまな利害関係をもつ社会勢力や政治勢力の関係の束のなかで展開せざるをえない以上、現実には、その機能（メカニズム）とそれが歴史のうえで果たした成果（パフォーマンス）とを切り離して論じることはできない。

ワクフも同じである。しかし、ワクフを長期の歴史のなかで評価しようとするならば、時空を超えて機能したワクフ「システム」と、特定の時空の条件のもとで運営されたワクフ「制度」(institution)とは分けて考察する必要がある。それをベアーは、上記の引用にみるように、「ワクフシステムに起因する主たる経済的、社会的害悪は、特定の種類のワクフに係るというものではなく、(ワクフ)制度そのものの本質的な諸特徴と関係していた」として、切り捨ててしまっている。

1.3 ワクフ改革における慈善ワクフと家族ワクフ

ワクフについての議論を複雑にさせている大きな要因として、慈善ワクフと家族ワクフの分類がある。イスラム法は先に指摘したように、慈善目的から設定された慈善ワクフと、一見する限り世俗的な目的から設定された家族ワクフとの法的な区別を設けず、そこからの収益が最終的に慈善に供されるとワクフ文書に明記される限り、家族ワクフも合法と認めた。

そこから、ワクフ制度が分割相続の回避、さらに土地集積の手段として使われることにもなったが、この2つの範疇のワクフについて、前近代のように、ワクフの範疇に関係なく、ワクフ物件が個別の管財人によって経営されるときには問題はないが、近代になって、国家がワクフ運営に介入し、中央集権的な管理をはかろうとしたとき、ワクフ物件の経営をめぐって

7) ベアーは、地価と賃貸料・小作料の上昇の原因を、農地を集積した大地主層による投機的な土地経営のためとしている[Baer 1969: 82]。これに対して、筆者は逆に、地価と賃貸料・小作料の上昇が大地主層の土地集積を促したのではないかと考えている。もっとも、ベアーの考えが正しくとも、結論は変わらない。地主は自らの投機的な行動から、地代と賃貸料・小作料の上昇による収入の増加を望めると判断したからこそ、新たな土地の集積をはかったからである。このことは、後述するワクフ物件の経営の問題とも関係する。

次のような問題が生じた。

つまり、慈善ワクフの場合、その目的がはっきりとしているために、ワクフ物件ごとの管財人の業務を集中的に管理することは比較的容易である。後述するように、エジプト政府が当初めざしたのは、ワクフ物件を直接に経営することではなく、ワクフ案件を業務とする裁判官（カーディー）を介して、ワクフ物件の管財人に対して間接的な「管轄」をおこなうことであった。しかし、時間の経過とともに、政府の関心は、ワクフ物件の中央集権的で直接的な経営へと向かっていく。

これに対して、家族ワクフの場合、その目的が慈善ワクフと異なり、一見すると世俗的であるため、ワクフの設定意図と経営が、寄進者の思惑によって大きく左右される。そのため、多様なワクフ管財人の業務を集中的に管理することは容易でない。実際、近代におけるワクフ管理の中央集権化の過程で、ワクフ改革に強く反対したのは、家族ワクフ関係者であった。

こうして、「改革」が比較的容易であることもあって、近代エジプトのワクフ改革では、慈善ワクフ改革が先行して展開することになる。実際、慈善ワクフ改革は、既得権益者—その多くが王族を中心とした大地主—との合意のための交渉はあったものの、大きな抵抗なく進められたように見える。その過程であきらかなのは、宮廷や王族による慈善ワクフの私物化という弊害は別にして、エジプト政府が一貫して、慈善ワクフがもつイスラム的な価値を、統治の正当性を示すためにも、高く評価していたことである。

1.4 ワクフ改革の土地法制史的背景

その間、ワクフ「改革」は土地法、土地制度の改革を背景に展開した。エジプト政府は、国家と社会の近代化のための財源を求めた。そのために、19世紀中葉にはさまざまな税制改革がおこなわれたが〔加藤 1986, 1987, 1989〕、その中心にあったのがもっとも大きな財源である土地税の改革であった。土地税改革の目的は、納税者—それは通常、「地主」である—の特定である。しかし、そのためには、統一的な基準での土地所有制度を整備する必要がある。しかし、それが難しかった。当時のエジプトにおける「イスラム的」な土地保有事情が複雑で、重層的であったからである。

この複雑な土地保有事情の「改革」をめざしたのが、19世紀中葉における、「近代的」な「私的土地所有権」の導入に始まる土地法と土地制度の改革であった。これらの一連の改革は、財政的な観点からは、納税者の特定を容易にするために、統一的な土地所有制度を確立し、そのうえで体系的な土地税制度を準備する意味をもった〔加藤 1993〕。

その際、複雑な土地保有事情を作り出していただひとつとして、原則国有地とされた農地のワクフ化があった—都市地はイスラム法で「私有地」とされていたため、問題はなかった—。ワクフ地は、帰属が神にあるともイスラム教徒共同体（ウンマ）にあるともされたが、その所有権が「凍結される」とされた土地である。つまり、イスラム独特の法的フィクション—私見で

は、それ自体は傑出したフィクションであると考えが⁸⁾一によって、私有地でも国有地でもない、所有権の所在が「曖昧」な土地範疇であった。

したがって、統一的な土地所有制度をめざすなかで、ワクフ地の所有権の帰属を定義し直す必要があった。慈善ワクフ地の場合、問題は簡単である。その目的が明確であり、また、それが基本的に免税であることもあって、「国有地」と定義すればよいからである。家族ワクフ地の場合には、それができない。ワクフ設定者（寄進者）と受益者は、世俗的な目的をもって、ワクフ地にそれぞれ地権を有していたからである。

しかし、少なくとも法的には、その作業に困難はなかった。ワクフ化の対象となりえたのは、寄進者が所有権をもっている土地であり、「凍結される」という法的フィクションを除けば、私有地とワクフ地との間で所有権上の違いはなかったからである。つまり、農地の国有化と農地のワクフ化は、イスラム所有権の枠組みからみて、同根の問題である。両者に違いがあるとすれば、それはただ課税の有無、税額の高低という財政・税制のうえでの違いであった。実際、歴史的にみても、家族ワクフへの課税の有無や課税額ははっきりとしておらず、国家と家族ワクフ地権者との力関係によって左右されたものと思われる。

したがって、近代の強大な国家権力のもとで、家族ワクフの改革が議論されるようになったとき、その終着点はあきらかであった。それは、土地法改革によって導入された「私的土地所有権」を根拠に、家族ワクフ地を私有地と宣言することである。このことは、国家にとっては、納税者の特定化をはかり、安定した財源を確保することを意味した。こうして、家族ワクフ地、というよりはワクフ地一般についての所有権上の定義の見直しは、「普遍的な」私的土地所有権の導入に始まる一連の土地法改革と軌を一にして進行した。⁹⁾

以上を要約すると、近代のエジプト政府は、ワクフ制度を残したうえで、慈善ワクフと家族ワクフという分類を利用して、ワクフ改革をはかったということになる。2つのワクフ範疇のうち、慈善ワクフについては、それを国有地と定義し、国家の中央集権的な管理のもとでの効率的な経営をめざした。これに対して、家族ワクフ—公文書では私的ワクフとも呼ばれている—については、課税強化を目的として、それを私有地として定義し、その所有者を経営と納税の責任者とした。

これは、近代国家の性格を考えると、当然に予想される「改革」である。近代国家は、少なくとも理念において、国民に対する公共福祉提供の義務の見返りに、国民への課税の権利をもつとされる。そのため、国民に対する公共福祉提供を勘案して、エジプト政府が歴史的に担っ

8) この所有権と用益権とを使い分ける法的フィクション（法的手続き）によって、ワクフ地のみならず農地一般の利用が、物権の問題から債権の問題へ移行することになり、農地の重層的な利用が可能となった。

9) ワクフ法改革の経緯と展開については、M・カドリーのワクフ規定集 [Qadrī 1928] とその根拠となったカドリー・パシャ法典 [Qadrī 2003] の紹介・解釈・評価を中心に、多くの文献がある。とりあえずは、この点を簡潔に整理した [堀井 2007: 37-38] を参照のこと。

てきた慈善ワクフの社会的機能を引き継いだことに、何の不思議もない。

その一方で、エジプト政府は、財源としての土地税収入を確保するとともに、民間における土地の流動化の要求に応じ、農地の効率的な経営を促すために、家族ワクフ地を私有地と定義し、その解消をはかった。つまり、両者の解決にはタイムラグがあったが、慈善ワクフの中央集権的な管理も、家族ワクフの解消も、近代国家の文脈のなかでは、予想される成り行きであった。

実際、一連のワクフ改革の過程で、ワクフのイスラミ的な理念に固執する一部の保守勢力や、その廃絶を主張する過激な社会「改革」派を除けば、ワクフ制度の弊害が非難されることはあれ、ワクフ制度そのものの存在の是非が議論されることはなかったようにみえる。1940年代の議会において家族ワクフの廃止をめぐる激しい議論が戦わされたが、そこで展開したのは、後述するように、家族ワクフの存立をリトマス試験紙とした、「伝統派」と「近代派」との間の政治対立であった。¹⁰⁾

2. 近代エジプトのワクフ改革

以上の土地制度史の展開を踏まえて、ムハンマド・アリー以後の近代エジプトにおけるワクフ改革の歴史を、ワクフに対する中央集権的な管理主体となったワクフ省の設立経緯とその後の展開を中心に、簡単に振り返ってみる。

近代エジプトにおけるワクフ改革は、ワクフの管理権をめぐるワクフ関係者、政府、宮廷、植民当局の間での対立と妥協のなかで展開した。そのため、ワクフ改革には、時々の政治情勢が反映されている。そこで、ワクフ改革法の展開を時代区分のなかで素描すれば、次のようになる。1) ムハンマド・アリーの時代、2) ムハンマド・アリーの後継者の時代、3) 1876年の財政破綻から、1882年のイギリスによるエジプト単独占領を経て、1922年のエジプト独立までのイギリス植民行政の時代、4) 1922年から1952年7月革命までの立憲王政期、そして、5) 1952年7月革命後の革命政権の時代である。

2.1 ムハンマド・アリーの時代

ムハンマド・アリーは、エジプトのすべてのワクフ地を没収し、国有地とした。しかし、没収し、国有地とされたのはすべての農地であり、ワクフ地に限らない。1813年には、近代エジプトで最初の「検地」が実施された。換言すれば、ムハンマド・アリーの関心は、それまでの徴税請負制度を廃止し、農地の国有原則を宣言することであり、とりたててワクフ地に関心をもつことはなく、ワクフ地は徴税請負制度の一部として、農地の国有原則宣言の対象とされ

10) ベアーは、ワクフ制度をめぐる議論の展開を、「ムハンマド・アリー期からイギリスのエジプト占領まで」「イギリス占領から第一次世界大戦終結まで」「立憲王政期(1923-52)」の三段階に分けて論じている[Baer 1969: 83-85]。そのなかで、ベアーはワクフ改革派を、「近代主義者(modernists)」と呼んでいる。

たものと考えられる [Rivlin 1961: 52–53].

つまり、ムハンマド・アリーの関心はあくまでも土地からの収入という財源確保にあり、ワクフ地を特別視して土地政策を実施することはなかった。このことは、ムハンマド・アリーはワクフ制度にことさら敵対的であったわけではなく、ワクフ制度を存続するにまかせたことを意味した。そのため、ワクフ地の没収後も、新規のワクフ設定によって、農地のワクフ化はなされていったものと考えられる。

その結果、農地のワクフ化は、ムハンマド・アリー治世後半において、看過できないほど増加したようである。そのため、ワクフ化によって農地が国家の管轄から離れ、土地からの収入が減少することを恐れたためであろう、ムハンマド・アリーは1835年、農地のワクフ化に規制を加え、ワクフ地の中央集権的な管理を試みた。しかし、それは3年で放棄されたという。国家のワクフ制度への介入と管理はイスラム教徒の私財を寄進する自由と権利を奪うことになる、との反対運動に直面したからであった。¹¹⁾

本来、ワクフ設定は、私有地にのみ許された。そのため、すべての農地に対するムハンマド・アリーの国有地宣言によって、原則的には、農地のワクフ化はありえないはずである。それにもかかわらず、ムハンマド・アリー治世後半において農地のワクフ地が増えたことは、当時、農地の国有原則が有名無実になっていたことを意味する。先に指摘した農地への「私的土地所有権」の導入を端緒とした一連の土地法改革が開始されるのは、この時期であった。

土地法改革の結果、農地の私有化が進み、それにともなって農地のワクフ化が増加していったであろうことは、容易に想像がつく。それは、従来の近代エジプト社会経済史研究における主要テーマであった大土地所有形成の過程と重なっている。つまり、先のベアーが論じたワクフと土地集積との関係に話を戻せば、農地のワクフ化が地主の土地集積の原因となったのではなく、地主の土地集積を示す現象のひとつが農地のワクフ化の増加であった、ということである。

2.2 ムハンマド・アリーの後継者の時代

エジプト政府がワクフ制度に関心をもち、改革をめざすようになるのは、ムハンマド・アリーの後継者たちの時代であった。ワクフ地の拡大を前に、ムハンマド・アリーの後継者、アッバース（統治1848–54）は、1849年、私有地のワクフ化はイスラム法によって認められている、とあらためて宣言せざるをえなかった [Toledano 1990: 66]。しかし、その一方で、1851年、ワクフ業務を担ったイスラム法廷の裁判官（カーディー）に対して、業務のサボ

11) 『統計年鑑』9章「ワクフ行政」歴史的解題 [A.S. 1912: 477]。しかし、ムハンマド・アリーのワクフに対する中央集権的な管理の試みがどのようなものであったのか、またこの中央集権的な管理の試みが実際に3年で放棄されたのか、をほかの文献で確認することはできなかった。ムハンマド・アリーのワクフ政策については、[加藤 1993: 313–315] を参照のこと。

タージュや過失をおこなったワクフ管財人（ナーズィル）を解任すべきことを命じた [A.S. 1912: 477]. これが、その後に展開する国家によるワクフ行政の中央集権化の端緒である。

時代とともに、ワクフを国家の中央集権的な管理のもとに置こうとする動きは強まり、ワクフ制度に特化した法令も公布されるようになる。この流れのなかで、イスマイール（治世 1863-79）は、1864年、ワクフ行政の中央集権化を進めるために、ワクフを管轄するための「ワクフ省」を設立した。

当初、政府が関心をもったのは慈善ワクフであり、「ワクフ省」の業務は慈善ワクフについて、ワクフ管財人が死亡あるいは解任されたワクフ物件を国家の管理下に置き、その運営を担うことであった。これに対して、家族ワクフについては、特段の言及はなかった。

こうして、慈善ワクフに限ってではあるが、ワクフ省がワクフ行政を担うようになった。ムハンマド・アリーの後継者の時代には、国家と宮廷は多くの領域において未分化であり、「ワクフ省」が宮廷の資産管理の一翼を担ったことは確かであろう。しかし、その後の展開からみて、「ワクフ省」が国家による公共福祉政策の拠点となったことも間違いない。

2.3 イギリス植民行政の時代

1876年の財政破綻は、エジプトの政治経済体制に大きな変革をもたらした。エジプト財政は外国の債権者委員会の下に置かれ、国家財政と宮廷財政の分離がはかれることになる。イスマイールは解任され、1882年には、近代エジプトにおける最初の民族主義運動であるオラービー革命の鎮圧を口実にイギリスがエジプトを単独占領し、イギリス植民行政期が始まる。この体制変革は、ワクフ省の帰属と業務内容にも影響を与えた。

イスマイール統治期には、ワクフ行政はワクフ省大臣によって担われた。しかし、イギリス植民当局は宮廷権力を制限する方策のひとつとして、宮廷の財政基盤となっていたワクフの改革に乗りだしていく。これに対して、イスマイールの後を継いだタウフィーク（治世 1879-92）は、1884年、ワクフ行政をワクフ省大臣ではなく、タウフィークに直属するワクフ行政長官に担わせた。

こうして、ワクフ省の運営をめぐる宮廷とイギリス当局のさや当てのなかで、ワクフ制度の害悪とされる非効率な側面が強調されていく。と同時に、私的土地所有権に基づく法体系と土地制度が確立したことを背景に、土地の流動化を目的とした家族ワクフの改革が議論されるようになる。その帰結として、1895年、アッパース・ヒルミー2世（治世 1892-1914）によって、近代エジプトのワクフ改革において転機を画したワクフ規則（以下、1895年ワクフ規則）が公布された。¹²⁾

1895年ワクフ規則では、国家によるワクフ管理が慈善ワクフのほか家族ワクフにまで広げられ、さらに、ワクフ管財人（ナーズィル）と受益者は、ワクフ物件を管理し処分するためには、そのための権限の委譲をワクフ省に願い出て、承認を得なければならないとされた。¹³⁾

その結果、裁判官（カーディー）は、慈善ワクフであれ家族ワクフであれ、それまでの司法的なワクフ業務にかかわる権限を失うことになった。彼らは、自らが管財人となっているワクフを除いて、交換、ヒクル（永代賃貸借）や負債の担保としてのワクフ物件の委譲、管財人の任命と解任など、ワクフの管理と処分にかかわるすべての法的手続きの業務から外された。

裁判官がワクフ関係の業務を遂行するためには、事前に、ワクフ行政当局（l'Administration des Wakfs）の承認を得る必要があった。ワクフ行政当局は15日の期間内に承認を与えることになるが、承認が得られない場合には、裁判官はワクフ設立契約の作成業務をおこなうことはできないとされた。つまり、少なくとも法のレベルでは、裁判官はそれまで担ってきた職権を奪われ、ワクフに関する法業務は、司法当局に代わって、行政当局によって担われることになったのである。

ワクフ行政を担うことになったワクフ省は、ワクフ物件の経営収支会計を、財務省によって定められた規則に準じて報告することを義務づけられた。そして、財務省はワクフ省の経営収支会計を監査し、各年の終わりに、ワクフの財政状況に関する詳細な報告書をヘディーヴ（エジプト副王）に提出するよう定められた。この1895年ワクフ規則は、その後、細部の修正を経ながらも、20世紀の前半まで適用された。

2.4 立憲王政期

1922年、イギリスの権益を残しながらも、エジプトはイギリスから政治的に独立する。その後の立憲王政期（1922-52）には、ワクフ省の運営をめぐる宮廷とイギリス当局は対立したが、この対立はワクフ関係者、政治家、知識人を巻き込んだ論争へと発展した。その中心テーマは、家族ワクフ存続の是非をめぐるものであった。論争はヒートアップしていくが、そのなかで、論争の焦点は、ワクフ制度の管理をどうするかという行政的な問題から、イスラムを理念としたワクフ制度の存在を問う問題へと移っていった。

そこで展開されたのはワクフ問題の政治化であり、政治勢力がワクフを「ダシ」に敵対する政治勢力を批判する論争であった。政治集団はそれぞれの政党を作って、議会で論争を繰り返した。論争が過熱するに応じて、議論は本来のワクフ改革から外れていった。

話をワクフ改革に限れば、1895年規則公布以降、実質的に残された改革テーマは、家族ワクフの処遇であった。しかし、この点に関しては、すでに1895年ワクフ規則で、家族ワクフの廃止は見通されていた。1920年代、30年代の議会で家族ワクフ改革が議論された。しかし、

12) すべての農民保有地（ハラージュ地）に対して、最終的に私的所有権が確認されたのは、1896年の勅令による [加藤 1993: 23]。ともかく、1895年に中央集権的な管理を慈善ワクフのみならず家族ワクフにまで広げた1895年ワクフ規則と、すべての農民保有地に私的所有権を最終的に確認した1896年勅令とが、ほぼ同時に交付されたのは偶然ではない。

13) こうしたイスマイールのワクフ省設立からワクフ省の管轄をめぐる宮廷とイギリス行政当局との間の駆け引き、そして1895年ワクフ規則の公布に至る経緯については、[A.S. 1912: 477] を参照のこと。

家族ワクフは王族を含めて地主階層の既得権益と直接に関係するところから、それが規則や法律としてまとめられることはなかった。

こうした流れのなか、1946年に、ワクフ改革を目的とした、62条からなる長文のワクフ法が公布された。その主たる目的は、新たなワクフ設定において、次のような条件を明確にしたことであった。つまり、ワクフ全般について、設定者はワクフ設定を取り消せること、慈善ワクフについては、設定者は期限をつけてワクフを設定できること、家族ワクフについては、設定者の死後、二代までの期間のみ有効であり、受益者は二代以上に続いてはならないことである [高岩 2009: 513]。

以上の内容からあきらかなように、1946年のワクフ法はワクフ制度をめぐる論争に決着をつけるものではなく、新たなワクフ設定における条件を付与することによって、ワクフの流動化と効率的な経営に対する障害となっているとされた、ワクフ物件の処分凍結のワクフ法規定を骨抜きにすることであった。特に家族ワクフについては、腰の引けた内容になっている。

2.5 1952年7月革命政権時代

1952年7月にナセルを指導者とした革命が起きる。それまでに、ワクフ改革の議論では、もはやワクフ地の所有権の帰属などワクフをめぐる本質的な問題は取り上げられず、もっぱらワクフ設定の条件という技術的な問題に終始していた。こうした中途半端なワクフ改革に決着をつけたのが、1952年7月革命の革命政権によって同年、公布された1952年ワクフ法であった。

1952年ワクフ法の主たる内容は、次のとおりである。1) 慈善ワクフを除く、すべてのワクフ、つまり家族ワクフは無効である。2) 1952年時点で存在する家族ワクフは、収益の持ち分に応じて、受益者に分配される。3) 家族ワクフの設定者が存命で、ワクフの取り消しをおこなわない場合には、ワクフは設定者の所有物であり続ける。4) 家族ワクフの受益者がワクフに対する権利を主張する場合、受益者にワクフの所有権が与えられ、設定者には生涯に限りワクフの用益権が認められる [白岩 1994: 57]。

こうして、家族ワクフは公式に廃止を宣言された。しかし、まだひとつ、面倒な問題が残された。それは、混合ワクフ (*waqf mushtarak*) の問題である。混合ワクフとは、ワクフ設定において、慈善目的のワクフ物件と世俗目的のワクフ物件が混在しているワクフである。

ワクフが慈善ワクフであるならば、それを国有地として接收し、ワクフが家族ワクフであるならば、それを私有地としてワクフ設定者や受益者に、しかるべき手続きをもって分配すればよい。しかし、混合ワクフの場合には、所有権と用益権を分離し、慈善ワクフと家族ワクフのどちらかに分類するのは困難であった。

そこで、翌1953年に新たにワクフ法が公布された。その目的は、慈善ワクフの国家による中央集権的な管理を徹底させ、混合ワクフ問題を解決することであった。つまり、この法律に

よって、ワクフ省大臣はワクフ上級評議会とシャリーア法廷の承認を得て、慈善ワクフの収益の使途を、ワクフ設定者が定めた条件にかかわらず決定することができること、ワクフ省は、管財人がワクフ設定者本人である場合を除き、すべての慈善ワクフをその管理下に置くこと、また、ワクフ省の管理下に置かれなかった慈善ワクフについては、その管財人は、管理しているワクフの詳細をワクフ省に知らせ、6ヵ月以内にワクフ省に引き渡すべきことが定められた [白岩 1994: 57-60; Baer 1962: 156, 1969: 86-92].

こうして、慈善ワクフのワクフ省による管理が徹底されることによって、混合ワクフにおける慈善ワクフ物件と家族ワクフ物件との分別が容易となり、混合ワクフ問題は解消されることになる。その結果、その後もいくつかのワクフ修正法が公布されたものの、ワクフ問題の焦点は、ワクフ制度の存在の是非ではなく、政府によって接収されたワクフ地を、農業改革の一環として、どう農民に分配するかに移っていった。¹⁴⁾

3. ワクフ省財政データからみた近代エジプトワクフ事情

近代エジプトにおいて、一連のワクフ「改革」とは、ワクフが国家、具体的にはワクフ省の管轄下に置かれるようになる過程であった。そのため、ワクフ省の業務内容には、「改革」議論では知りえない現実のワクフ事情が反映していると考えられる。そこで、以下、ワクフ省の業務内容を検討する。

3.1 研究資料としてのワクフ省財政データ

依拠するのは、『統計年鑑』に記載された 1897 年から 1958 年まで一つまり、イギリス植民行政の時代から立憲革命期を経て、1952 年 7 月革命政権期まで一の 60 年間にわたるワクフ省財政収支データである。¹⁵⁾ 1897 年の 2 年前、1895 年には、その後のワクフ省業務の骨格を定めた 1895 年ワクフ規則が公布されている。

ワクフ省自体は、それより 30 年ほど前の 1864 年に設立されたが、1976 年におけるエジプト財政の破綻まで、国家財政と宮廷財政は未分化であったため、独立した官庁としてのワクフ

14) [Abdel-Fadil 1975: 10] によれば、1962 年の土地改革法によって、委譲された 189,049 フェッダーン（1 フェッダーン=約 1 エーカー）のワクフ地が、146,496 の家族に分配された。

15) 『統計年鑑』(Annuaire statistique) とは、財務省統計局によって 1909 年から刊行された統計集である。1909 年の初年度『統計年鑑』における巻頭文の冒頭において、統計局長の G.Randone は、次のように述べている。「コンパクトでアクセスが容易な形で、国家のさまざまな部局によって公表されている統計情報を提供することは、長年の間、国家のみならず一般社会においても望まれていた。」『統計年鑑』は、この望みを実現するために刊行されたもので、そこには、公表されてきたものに限ってではあるが、実に雑多な統計データ・情報が、財務省統計局スタッフによる分類（章立て）に従って整理され、記載されている。財務省統計局は統計の専門家からなる国家のシンクタンクの役割を担ったところから、時の国家が行政の政策目標をどこに置いていたかを知る意味でも、『統計年鑑』は興味深い。この統計集編纂の作業は、1964 年に組織されたエジプト中央統計局—正式名称は中央国家動員・統計局 (the Central Agency for Public Mobilization and Statistics: CAPMAS) —に引き継がれた。

省の財政データを得ることはできない。

また、財政破綻の2年後の1878年には、外務、財務、軍務、海軍、教育、内務、法務、公共事業の各省とともに、ワクフ省（Wizārat al-Awqāf）があらためて置かれたが [Rizq 1975: 13, 173]、ワクフ省が王族を含む民間のワクフ物件の管理・運営を業務としていたからであろう、国家財政での予算の省庁分配において、ワクフ省は予算分配の対象になっていない。

先に指摘したように、1895年ワクフ規則のなかで、ワクフ省の財政収支会計が財務省の会計準則に基づいて作成されるべき旨、定められた。『統計年鑑』に記載されたワクフ省財政データは、かくして作成されたワクフ省の財政収支会計簿を整理したものである。

そのため、ワクフ省財政データは、マイクロ統計に依拠し、個々のワクフや、都市や都市の街区でのワクフを扱った事例研究が中心となってきたワクフ研究において、マクロ統計に基づいて、ワクフの経営事情と社会的貢献を国家単位で分析することを可能にする。

とはいえ、ワクフが私的な生活領域と深く関係している以上、ワクフ省のような公的機関によるデータには、おのずと限界がある。まず、ワクフ省が管轄していたのは、エジプトで設定されたワクフ全体ではない。たとえば、エジプト以外の国・地域においてワクフをもっていたとされるアズハル当局のような大きな宗教機関が保有したワクフ物件のすべてが、ワクフ省の管轄のもとに置かれていたとは思われない。¹⁶⁾

イスラム法学者や王族などの保守層の間でワクフの中央管轄に対する反発が根深かったことは、よく知られている。また逆に、王族による慈善ワクフの私物化が指摘されている。その結果が先述したワクフ管理をめぐる宮廷、イギリス当局、ワクフ関係者の間での対立であり、ワクフ省の帰属や名称をめぐるの紆余曲折である。以上を勘案すると、近代エジプトに存在していたワクフのすべてが、すんなりとワクフ省の管轄下に置かれるようになったとは考えられない。¹⁷⁾

また、『統計年鑑』におけるワクフ省財政データにも、ワクフをめぐる社会史の資料としては、いくつかの限界がある。そのひとつが家族ワクフについての少ない情報である。そのほか、『統計年鑑』のワクフ省財政会計簿はワクフ省で保管されているオリジナルな会計簿ではないため、ワクフ物件の収支の記載項目にかかわる次のような弱点がある。

16) 農村部でのワクフ事情に目を転じてみると、農村部には多くの（家族）ワクフ文書と称される文書が残されている。それは書式においてワクフ文書の体裁をとっているが、そのほとんどは、「公式な」ワクフ設定要件のすべてを満たしていない。それは、個人の資産を確認する文書として作成されたようにみえる。そのため、これらのワクフ文書がシャリーア裁判所のもので作成され、地方の官庁に登録・保管されたとしても、中央のワクフ省がそれらを管轄していたとは考えられない。もっとも、こうした文書がすべての公式なワクフ文書の書式の要件を満たしていなくとも、その形式的な叙述スタイルは公式なワクフ文書に準じており、農村部の住民はそれをワクフ文書と呼んでいる。つまり、農村部では、ワクフ文書が、慈善とは異なる次元で、個人資産を記載・登録し、相続の手続きの際に依拠すべき「公式な」文書として、広く根づいていた。なお、[Kato and Iwasaki 2016: 86-89] には、ワクフ文書に基づいて村の歴史を再構成する試みがみられる。

つまり、慈善ワクフ収支会計で、ワクフ物件からの収入とワクフ施設への支出が項目ごとに記載されているが、それは金額によって表示されており、収入会計については、ワクフ物件の土地や建物の種類、数や面積が、支出会計については、ワクフ施設の件数が記載されていない。そのため、ワクフ省財政データから、ワクフ物件経営の生産性やワクフ施設管理の効率性を分析することはできない。

しかし、『統計年鑑』に記載されたワクフ省財政データには、以上の限界に勝って、次のような長所がある。すなわち、ワクフによる社会経済的貢献を、ワクフ運営における収支のバランスシートとして、ワクフ財源の収入元（ワクフ物件）とワクフ資金の支出先（ワクフ施設）とを関連づけて分析できることである。それは、ワクフの社会経済的貢献（あるいは弊害）の一部を示すものでしかないが、ワクフが社会経済生活において果たしたメカニズムと役割についての分析を可能にする。

3.2 ワクフ省財政収支

ワクフ省財政は、一般会計と慈善ワクフ会計からなる。一般会計はワクフ省の行政業務に関する会計であり、慈善ワクフ会計は、ワクフ省が管轄する慈善ワクフのワクフ物件の運営にかかわる会計である。図1は1897年から1958年までの「ワクフ省財政収支」の推移を、図2はその間の収支バランスを、そして、図3と図4はそれぞれ「ワクフ省財政収入」と「ワクフ省財政支出」の推移を示したものである。なお、本稿の末尾に、ワクフ省財政収支額のデータベースを「付録」として掲載した。

図1にみるように、分析対象期間におけるワクフ省財政収支額は、1897年以降のゆるやかな増加、1929年の世界大恐慌に端を発した1930年代における落ち込み、そして第二次世界大戦後の1940年代後半以降での急激な増加を示している。その間、収支は、図2にみるように、収入超過傾向ではあるものの、ほぼ均衡して展開している。そのなかで、収入が支出を目立って上回っているのは、1920年代と1952年7月革命後の数年である。

ワクフ省財政収入の主要部分は、図3にみるように、慈善ワクフ収入（慈善ワクフのワクフ物件運営によって生じた収入）である（1897年から1927年までは90%以上、その後は減少するが、それでもほぼ70%以上）。事実、ワクフ省財政収入の増減は、慈善ワクフ収入の増減に呼応している。先にワクフ省財政額は1920年代と1952年7月革命後の数年において増加していると指摘したが、この増加も、慈善ワクフ収入によってもたらされている。

17) ところで、国家による中央集権的なワクフ管理が時代の流れとなっていた19世紀末以降、農地のワクフ化が進み、とりわけ20世紀に入って、その面積が急激に増加した（〔Baer 1969〕ほかの文献）。当時、急激に増加したワクフ地のほとんどは、家族ワクフ地であったという。なぜ、家族ワクフの解消が現実問題となってきた20世紀に入って、家族ワクフの数が増えたのか、検討すべき重要な問題であるが、考えられるのは、地主が家族ワクフ解消までの猶予期間において、駆け込みで家族ワクフを設定し、イスラム法の相続規定の適用による所有地の分割回避を図ったことである。

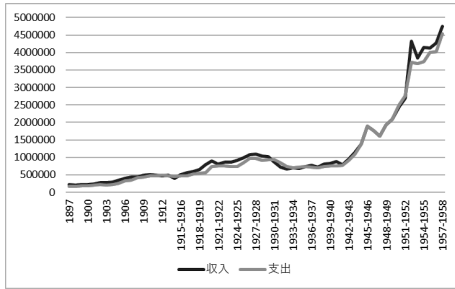


図 1 ワクフ省財政収支, 1897-1958 年 (L.E.)

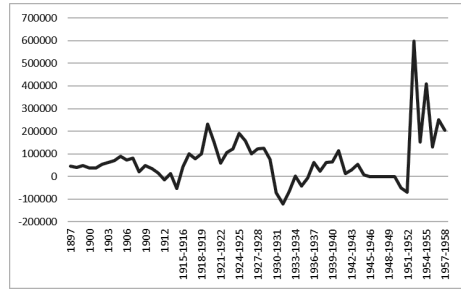


図 2 ワクフ省財政収支バランス, 1897-1958 年 (L.E.)

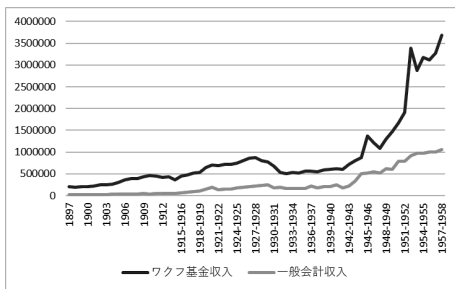


図 3 ワクフ省財政収入, 1897-1958 年 (L.E.)

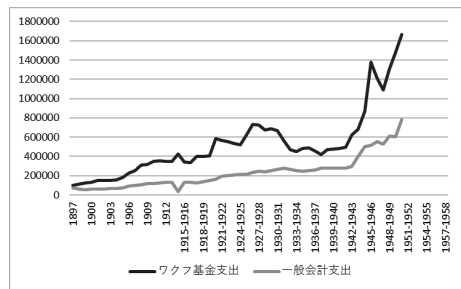


図 4 ワクフ財政支出, 1897-1958 年 (L.E.)

とりわけ、1952 年 7 月革命後の数年における急激な慈善ワクフ収入の増加分は、図 4 にみるように、そのまま慈善ワクフ支出（ワクフ施設への支出）に回されている。慈善ワクフ支出は、ワクフ設定の目的であるワクフ施設の維持・管理のためにあてられる金額である。以上からあきらかなように、ワクフ省の業務とは、慈善ワクフの運営であった。

それでは、ワクフ省財政収支の増減はどのような要因によって生じたのか、ワクフ物件の土地や建物の種類、面積や数についてのデータがないため、詳細な分析はできないが、ワクフ物件の経営が市場の存在抜きにはありえないことを想起するならば、それが市場の動向と関係しているであろうことは想定できる。¹⁸⁾

4. ワクフ省財政一般会計収支

さて、以上を確認したうえで、次に、ワクフ省財政を構成した一般会計と慈善ワクフ会計のそれぞれの内訳に分け入ることによって、ワクフ省の行政業務を少し詳しく検討してみよう。

18) 実際、ワクフ省財政収支の動向は、景気の動向に呼应して展開しているようにみえる。しかし、この点を実証するためには、経済指標の時系列データの収集と分析を必要とするところから、稿をあらためて論じてみたい。

なお、ワクフ省財政の費目内訳は、大きくはないが、1943-44 年会計前後で変化している。そこで、以下、1897-1943 年会計と 1944-1958 年会計との費目の違いを念頭に議論を進める。

まず、一般会計についてである。先にみたように、ワクフ省の業務は慈善ワクフの運営（慈善ワクフ会計の管理）にあり、一般会計はそれに付随する行政業務にかかわる会計である。そのため、扱われた金額は多くないほか、収支の費目・細目分類も、表 1 のように、単純で大まかである。

4.1 一般会計収入

1897-1943 年会計での費目「私的ワクフ収益の 10%」がどのような収益なのかはわからない。¹⁹⁾しかし、その金額の推移から判断して、1944-1958 年会計での費目「行政収入」の細目「行政税」に相当すると思われる。こう考えると、1944-1958 年会計での費目「行政収入」の細目のうち「行政税」を除いた細目、つまり「年金」「さまざまな収入」「政府補助金」が 1897-1943 年会計での費目「その他収入」に相当するということになる。²⁰⁾

図 5 は、こうした費目分類の処理を施したうえで、1897-1943 年会計に 1944-1958 年会計を接合し、1897 年から 1958 年までの一般会計収入額の推移を示したものである。なお、図 6 は、1944-1958 年会計における費目「行政収入」の「行政税」を含む細目での収入の推移で

表 1 一般会計収支費目構成

		1897-1943 年会計		1944-1958 年会計	
		費目	細目	費目	細目
一般会計	収入	私的ワクフ収益の 10% その他収入		行政収入	行政税 年金 さまざまな収入 政府補助金
	支出	一般行政経費	人件費 その他	一般行政経費	人件費 一般支出 その他

19) 「私的ワクフ収益の 10%」での私的ワクフは、家族ワクフを意味する。しかし、「私的ワクフ収益の 10%」が、どのような収益なのかはわからない。ワクフ省は慈善ワクフのみならず、家族ワクフも管轄下に置いていたはずであるが、家族ワクフへの課税事情とその管轄形態が不明だからである。おそらく、10%（ウシュル）との表現から、また、それが慈善ワクフ会計収入ではなく、一般会計収入に計上されていることから、「私的ワクフ収益の 10%」が「特権地」（ウシュル地）からの課税収入だと考えられる。しかし、制度的には、19 世紀の末には、「特権地」（ウシュル地）という土地範疇とそこでのウシュル課税は解消されていた。もうひとつの私的（家族）ワクフにまつわる疑問は、先にワクフ改革の歴史を跡づけたときに言及したように、19 世紀末以降、農地のワクフ化が進み、そのほとんどは家族ワクフであったといわれるが、この家族ワクフの増加が 1940 年代までのワクフ省財政一般会計収入の推移に反映していないことである。

20) ワクフ省の国家と宮廷との関係が複雑なこともあって、一般会計収入費目の行政税と年金が具体的に何を指すかはわからない。フランス語での行政税と年金の表記は、Droits Administrations と Pension である。

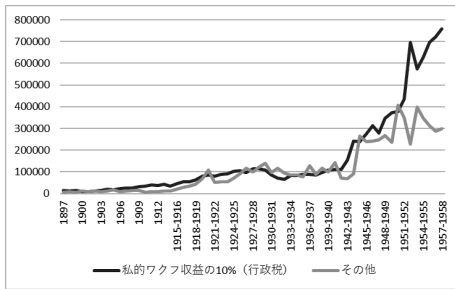


図5 一般会計収入，1897-1958年（L.E.）

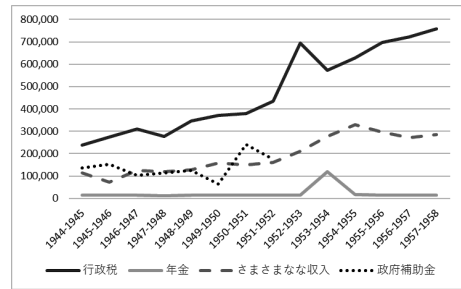


図6 一般会計収入，1944-1958年（L.E.）

ある。

図5から、1940年代を境に一般会計収入、とりわけ「私的ワクフ収益の10%」（「行政税」）の急激な増加がみられることがわかる。また、図6から、1940年代の一般会計収入構成において、「政府補助金」が高い比率であったことが知られる。

なぜ、図5にみられるように、1940年代を境に一般会計収入が増加したかについては、「私的ワクフ収益の10%」と「行政税」の具体的な収入源がわからないため、推測の域を出ないが、ワクフ省の管轄下に置かれた家族ワクフ数の増加が関係しているかもしれない（注19を参照）。

また、図6にみる「政府補助金」も、1940年代を境にした一般会計収入の増加と関係しているように思われる。「政府補助金」が1940年代において少なからぬ金額であるのは、当時におけるワクフ事情に対する政府の関与を示すものであろう。そして、1952年7月革命後に「政府補助金」の費目がなくなったのは、それが「さまざまな収入」に統合されたためと考えられる。

4.2 一般会計支出

図7は1897年から1958年までの一般会計支出額の推移である。図の作成に際しては、1944-1958年会計の細目のうち、「人件費」を除く「一般支出」と「その他」をまとめて「その他」とし、1897-1943年会計に接合した。また、図8は、1944-1958年会計における「一般行政経費」の細目支出の推移である。

図7から、一貫して「人件費」がもっとも多額な支出費目であったことがわかる。また、図8から、第二次世界大戦以後、「その他」、つまり「一般支出」と「その他」の支出比率が増えており、ワクフ省における行政業務の多様化と量的拡大がうかがえる。

5. 慈善ワクフ会計収支

次に、慈善ワクフ会計についてである。慈善ワクフ会計とは、寄進者が寄進した私財を財源

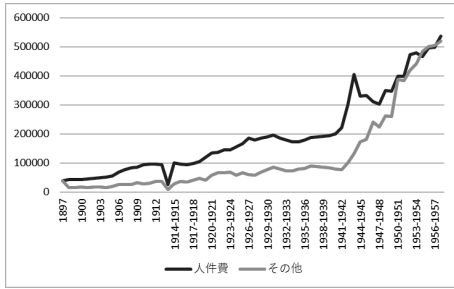


図7 一般行政経費，1897-1958年（L.E.）

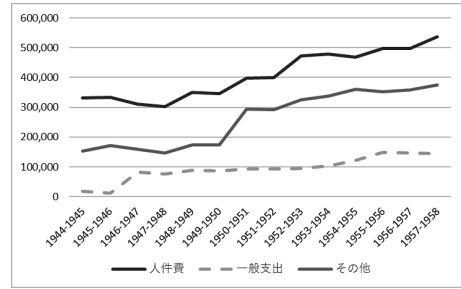


図8 一般行政経費，1944-1958年（L.E.）

（ワクフ物件）とし、その経営によって生み出された収益をワクフ施設の維持・管理にあてる業務の収支勘定である。

ワクフ省の業務は慈善ワクフの運営にあったところから、慈善ワクフ会計の費目は、一般会計と比べて、収支ともに詳しい。1897-1943年会計と1944-1958年会計での費目の大枠は、基本的には同じである。しかし、1943-44年会計前後で多くの費目について名称変更がみられるため、この点に考慮しつつ分析を進めた。

5.1 慈善ワクフ会計収入

まず、収入費目についてである。表2が費目と細目を整理したものである。

1897-1943年会計と1944-1958年会計とともに、費目「貸借と委譲」の比率が圧倒的に高い。そこで、1897-1943年会計の費目のうち、「貸借と委譲」を除く「農作物」「支給手当」「その他収入」をまとめて費目「その他収入」とし、そのうえで、1897-1943年会計に1944-1958年会計を接合した。

図9は、こうして作図された1897-1958年会計における慈善ワクフ収入額の推移である。

表2 慈善ワクフ会計収入費目構成

		1897-1943年会計		1944-1958年会計	
		費目		費目 細目	
慈善ワクフ会計	収入	貸借と委譲	貸借と委譲	不動産貸借	
		農作物		空き地貸借	
		支給手当		ヒクル地使用料	
		その他収入		耕地の小作	
			その他収入	農作物	
				支給手当	
				さまざまな収入	
				その他	

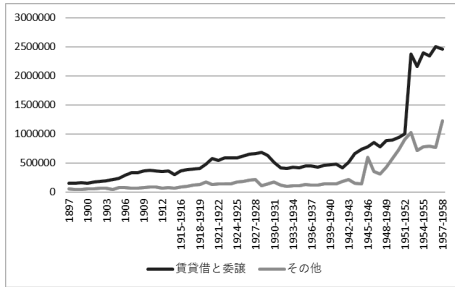


図 9 慈善ワクフ収入, 1897-1958 年 (L.E.)

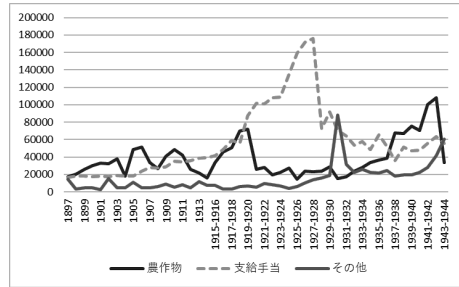


図 10 慈善ワクフ「その他」収入, 1897-1943 年 (L.E.)

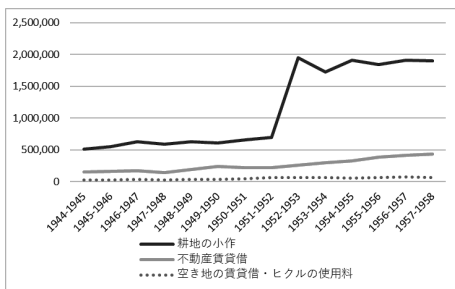


図 11 「貸借と委譲」収入, 1944-1958 年 (L.E.)
注) 「残金」を除く。

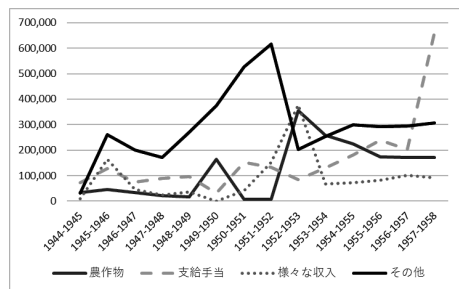


図 12 「その他」収入, 1944-1958 年 (L.E.)

また、図 10 は、1897-1943 年会計の「貸借と委譲」を除く、費目「農作物」「支給手当」「その他収入」の、図 11 と図 12 は、それぞれ 1944-1958 年会計における費目「貸借と委譲」の細目「不動産賃貸借」「空き地賃貸借」「ヒクル地使用料」「耕地の小作」と、費目「その他収入」の細目「農作物」「支給手当」「さまざまな収入」「その他」の収入額の推移を示している。

なお、1944-1958 年会計における費目「貸借と委譲」の細目「不動産賃貸借」での不動産とは、都市部の建物を、細目「空き地賃貸借」での空き地とは、都市部での空き地を、細目「ヒクル地使用料」でのヒクルとは、永代賃貸借を、そして細目「耕地の小作」での小作料とは、農地の賃貸料を意味している。

また費目「その他収入」の細目として「農作物」と「支給手当」があるが、「農作物」はワクフ省が直接に経営する土地から生産された農産物の売却収益を、「支給手当」は正確には何かを特定できないが、国家からの助成金を意味していると思われる。

4つの図からあきらかなのは、ワクフ慈善収入の大半が農地からの収益であったことである。ワクフ慈善収入において、費目「貸借と委譲」の比率が高いことは先に指摘したが、図 11

にみるように、費目「賃貸借と委譲」でも細目「耕地の小作」の比率が圧倒的に高い。また、図 12 にみるように、費目「その他収入」では、細目「農産物」が一定程度の比率を保ち、1952 年 7 月革命後には、その比率は飛躍的に高くなっている。

なお、図 12 において、費目「その他収入」で高い比率を示す「支給手当」が政府補助金を指すならば、この高い比率は、政府のワクフ行政への関与の高まりを示しているようにみえる。

5.2 慈善ワクフ基金支出

次に、支出費目についてである。表 3 が費目と細目・細々目を整理したものである。

1897-1943 年会計と 1944-1958 年会計の費目構成は基本的には変わらないが、次の 3 点において変更がみられる。第一は、1897-1943 年会計の「建築物・耕作地支出」の費目名称が 1944-1958 年会計では「慈善ワクフ運営費」と変わったことである。第二は、1897-1943 年

表 3 慈善ワクフ会計支出費目構成

		1897-1943 年会計		1944-1958 年会計		
		費目		費目	細目	細々目
慈善 ワクフ 会計	支出	建築物・耕作地支出	人件費 租税・10 分の 1 税 維持・修理 その他	慈善ワクフ運営費	人件費 租税・10 分の 1 税 維持・修理 その他不動産に関する支出 その他土地に関する支出 その他出費	
		宗教・宗教教育サービス	人件費 その他	慈善事業	モスクの費用	年金と生活手当 人件費 その他
		学校・クッターブ ホスピス 慈善事業	補助金 さまざまな手当		他の慈善事業	診療所と病院の給料 診療所と病院の一般支出 学校とクッターブ ホスピス 補助金 施し
				生活費手当 保険と貯蓄 その他経費		

会計の「建築物・耕作地支出」以外の費目が、1944-1958年会計では「慈善事業」として括られていることである。

第三は、1944-1958年会計の費目分類が、細々目の設定にみられるように、1897-1943年と比べてより細かくなっていることである。この第三の変更は、第一の費目名称の変更とともに、慈善ワクフの社会貢献が多様になり、運営が複雑になっていったことを示している。

なお、1897-1943年会計において「ホスピス」が別個の費目として立てられているが、費目「慈善事業」の細目にも、同じく公共衛生を目的とした「診療所・病院」が挙げられている。この違いは、「ホスピス」がワクフ省の直接経営下にあったのに対して、「診療所・病院」は、間接的な助成の対象であったからであろう。このことから、慈善ワクフ事業が多様に展開していたことがうかがわれる。

以上3つの項目変更を勘案して、作図において次の3つの統計処理をおこなった。第一に、1897-1943年会計の費目「建築物・耕作地支出」と1944-1958年会計の費目「慈善ワクフ運営費」はそれぞれの細目分類から判断してほぼ同一費目であると考えられるところから、費目名称を「慈善ワクフ運営費」に統一した。第二に、1897-1943年会計における費目「宗教・宗教教育サービス」と1944-1958年会計における費目「慈善事業」の細目「モスクの費用」もまた、ほぼ同じ内容のモスク関係支出であるところから、1897-1943年会計の費目「宗教・宗教教育サービス」の名称を「モスクの費用」とした。

第三に、1897-1943年会計における「学校・クッターブ」「ホスピス」「慈善事業」の3つの費目と、1944-1958年会計における「モスクの費用」を除く費目「慈善事業」と、費目「生活費手当」「保険と貯蓄」「その他経費」をひとまとめにして、費目名称を「慈善事業」とした。

図13は、以上の統計処理をおこなったうえで1897-1943年会計と1944-1958年会計を接合し作成したもので、1897-1958年における「慈善ワクフ運営費」「モスクの費用」「慈善事業」の3つの費目の支出額の推移を示している。そして、図14、図15、図16はそれぞれ、この3つの費目における細目・細々目の支出額の推移である。

以上の4つの図から、次の3点を確認できる。第一は、図13にみるように、「モスクの費用」の比率が一貫して高いことである。図15は「モスクの費用」の内訳の推移であるが、費用の多くがモスク関係者への人件費・年金と生活手当もモスク関係者に与えられたと思われる一に当てられていたことがわかる。

第二は、第二次世界大戦後、「慈善事業」が徐々に比率を高めていったことである。図16は、その内訳の推移である。「教育（学校・クッターブ）」「保健衛生（ホスピス、診療所・病院関係）」「補助金」「手当」のすべての支出が増加しているが、とりわけ「手当」が1940年代に入って急激にその支出を増やしている。このことは、ワクフによる「慈善事業」経営が多様に展開するようになったことのあらわれだと思われる。

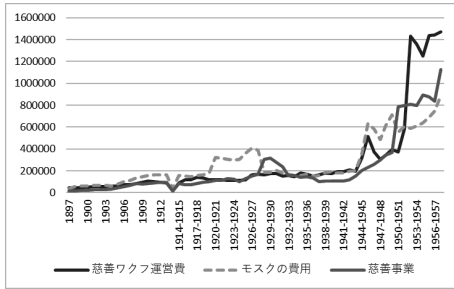


図 13 慈善ワクフ支出, 1897-1958 年 (L.E.)

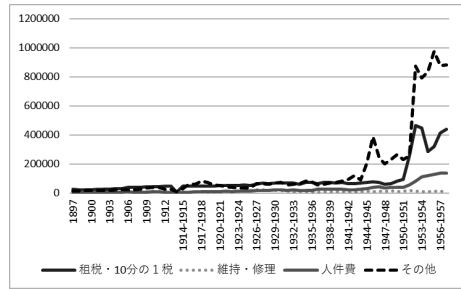


図 14 「慈善ワクフ運営費」, 1897-1958 年 (L.E.)

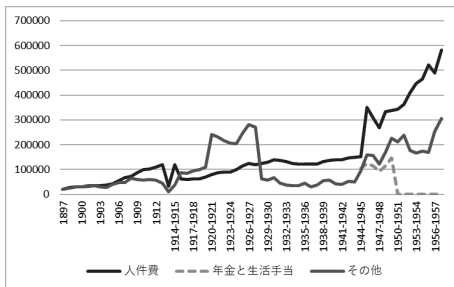


図 15 「モスクの費用」, 1897-1958 年 (L.E.)

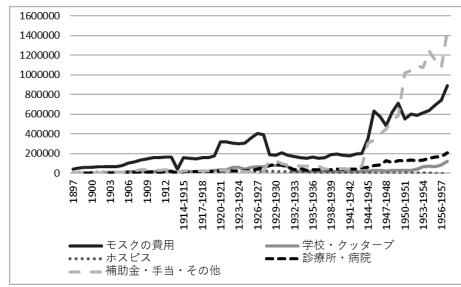


図 16 「慈善事業」, 1897-1958 年 (L.E.)

第三は、1952 年 7 月革命後、「慈善ワクフ運営費」の比率が飛躍的に高まっていることである。図 14 は、その内訳の推移である。第二次世界大戦後、「(都市部不動産の) 維持・管理」「人件費」に対して、「その他—1944-1958 年の『その他不動産に関する支出』と『その他土地に関する支出』を含む—」の増加が目覚ましい。これは、先に述べたワクフによる「慈善事業」経営の多様化を反映したものであろう。

なお、1952 年 7 月革命以後、「租税・10 分の 1 税」が急激に増加しているが、「租税・10 分の 1 税」は、1952 年 7 月革命政権の下で慈善ワクフと家族ワクフの選別が進み、家族ワクフとされたワクフ物件に対して課された税だと思われる。一般の農民保有地に課されたのが租税 (ハラージュ) であり、「特権地」に課されたのが 10 分の 1 税 (ウシュル) である。²¹⁾

21) ただし、このとき 10 分の 1 税 (ウシュル) を課されたのは何らかの税の優遇措置をとられた土地ではあるが、それが具体的にはどのような範疇の土地なのかはわからない。注 19 で指摘したように、19 世紀の末には、「特権地」(ウシュル地) という土地範疇とそこに課されたウシュル税は解消されていたからである。

6. 近代エジプト社会におけるワクフの社会貢献—公共教育とワクフ

以上、第3・4・5節において、ワクフ省財政収支データに基づき、ワクフ省の業務がもたらした慈善ワクフ資産の運用であること、慈善ワクフ収入の大半は農地からの収益であり、支出の大半が「モスクの費用」にあてられたこと、しかし1952年7月革命前後から、「モスクの費用」以外の「慈善事業」への支出が多くなり、ワクフ運営の業務が多様化していったこと、を示した。

つまり、ワクフ制度はいくたの「改革」に直面しながらも、近代を通じて、社会経済生活において少なからぬ役割を果たしていた。しかし、以上はあくまでもワクフ運営に限った議論であり、ワクフが現実の社会経済生活で果たした役割の規模をあきらかにするものではない。そこで、以下、ワクフ制度の社会経済生活での役割に論点を移して、ワクフが果たした社会貢献の規模を検証してみる。取り上げるのは、初等教育の分野である。

6.1 なぜ公共教育なのか

さて、第1節の冒頭で、ワクフ研究における問題群として、ワクフ施設が社会で果たす機能や役割にかかわる問題群と、ワクフ施設の維持管理の財源であるワクフ物件の運用にかかわる問題群の2つを指摘した。このうち、これまでのワクフ省財政データの分析では、主としてワクフ施設の維持管理の財源であるワクフ物件の運用が対象とされた。

もっとも、ワクフ施設が社会で果たす機能や役割にかかわる問題群についても、慈善ワクフ会計の支出費目の分析において検討はされた。しかし、それは不十分であった。そこで、ここであらためて、ワクフ研究におけるワクフ施設が社会で果たす機能や役割にかかわる問題群を取り上げ、その検討をおこないたい。

とはいえ、ムハンマド・アリーがエジプト総督に就いた当初はともかく、前近代と近代では、国民国家の形成にともないワクフが置かれた環境が激変したほか、エジプト経済と財政の規模が決定的に違った。それゆえに、ワクフが社会経済に果たした役割を、前近代と近代とについて単純に比べられないし、比べてもあまり意味はない。

前近代におけるイスラム社会では、ワクフは多くのインフラ整備に貢献した。そのなかで、大規模な事業の多くは、スルタンや軍人などの有力者のワクフ設定（寄進）によってなされた。しかし、近代になって、そのほとんどが、国家の公共事業や行政業務にとってかわられた。この点において、近代エジプトはとりわけ顕著であり、近代において、エジプトは一貫して公共事業大国であった。

国家に担われるようになった公共部門は、灌漑や運輸交通を中心に多岐にわたった [Kuhnke 1990]。公共教育分野もそのひとつであり、国家行政の対象となっていく。ここであえて公共教育という言葉を使ったのは、統計を含む公的文書のなかで、家族内での日常的な教育、つま

り家庭教育とは区別された教育が、「公共教育」と呼ばれていたからである。そのため、教育省も公共教育省と名付けられた [Mansour 1967]。

もっとも、クッターブ・コーラン暗誦を中心とする伝統的な初等教育施設で、モスクに付属することが多い—の社会的な役割にみるように、19世紀のエジプトでは、前近代と同じく、「私的」な教育と「公的」な教育とを判然と区別することは難しい。また、後述するように、エリート養成校を除き、国民の初等教育はクッターブの教育システムを基本として組織され、「公共教育」の分野は、1952年7月革命まで、広範囲にわたり民間に託されていた。

そのため、公共教育は、民間の私財を財源として運営されたワクフの社会貢献を観察するのに適した分野である。²²⁾ 実際、近代エジプトの教育行政に多大な貢献をなしたアリー・ムバラクは、19世紀中葉から後半にかけて何度も、教育省とワクフ省の長官・大臣を兼任した [Heyworth-Dunne 1968: 358–359]。

そこで、公共教育—以下、断りが無い限り、簡略して教育と呼ぶことにする—に焦点を合わせて、近代エジプトでのワクフの社会貢献を検討してみる。依拠する資料は、ワクフ省財政データのほか、『統計年鑑』における国家財政データ、とりわけ教育省財政データ、そして教育センサスデータと『教育統計』 (*Statistique scolaire*) である。²³⁾ しかし、検討に入る前に、近代エジプトの教育制度史を簡単に振り返っておこう。

6.2 近代エジプトの教育行政

近代エジプト研究において、教育は研究者、とりわけエジプト人研究者に好まれてきたテーマのひとつであり、研究業績が積み上げられてきた。しかし、教育史を直接の検討対象としない本稿では、近代エジプト教育史を詳細に振り返る必要はなく、ただ、本稿のテーマにかかわる次の教育制度に関する2点を指摘するだけで十分であろう。ひとつは教育省の設立であり、もうひとつは民間主導の学校教育である。

6.2.1 教育省の設立と予算規模

近代エジプトの教育行政は、国民国家エジプトの基礎のひとつとしてムハンマド・アリーの時代に始まった。先述したように、エジプト財政破綻後の1878年に実施された省庁改組において、9つの省庁のひとつとして教育省が組織された。しかし、教育省によって教育統計が体系的に整備され、公表されるようになるのは、イギリス植民行政期の20世紀に入った1907年に、第一回教育センサス [Nizarat al-Maliya 1908] が実施されて以降である。

22) 本稿では扱えなかったが、教育の分野のほか、保健衛生の分野もまた、1952年7月革命まで、民間によって主導された。[Ener 2003] は、近代エジプトの「貧者」をテーマに、「貧者」問題が貧困問題として認識されるようになるなかで、「貧者」対策の主導が民間から国家へと移行していく過程を跡づけた。そこで民間主導の「貧者」対策の主体として指摘されているのは宗教慈善団体・組織であり、宗教寄進（ワクフ）制度である。

23) 以下の近代エジプト教育史の記述のほとんどは、田中哲也 [田中 2005, 2011] に負っている。

本稿が対象とする1882年のイギリスによるエジプト占領から1952年7月革命までの時代は、教育制度史の観点からみて、1922年におけるエジプトのイギリスからの独立を境として、それ以前のイギリス植民行政期と、それ以後の大戦間期における立憲王政期とに分けられる。それぞれの時期についての論争テーマは、イギリス植民行政期については、国民教育に対するイギリス当局の消極的な姿勢であり、立憲王政期については、それとは逆に、エジプト政府の国民教育、とりわけ初等教育に対する積極的な姿勢である。

表4は、国民教育の推進政策がとられた立憲王政期の1933-34年における省庁間での予算配分額とその比率である。圧倒的に多くの予算額が、灌漑インフラの整備を中心とした公共事業を業務とした公共事業省に、次いで交通通信インフラの整備を業務とした運輸通信省に割り振られている。

1930年代は、イギリス植民当局の国民教育に対する消極的な姿勢への批判から、国民教育の普及が唱えられた時代である。それにもかかわらず、教育省への予算配分額は、国民教育が唱導されていたにしては少ない。このことから判断しても、従来の研究で指摘されてきたように、1922年の政治的独立以前のイギリス植民行政期における教育予算がきわめて限られたものであったことはあきらかである。²⁴⁾

6.2.2 初等教育の二重構造

とはいえ、イギリス植民行政期から立憲王政期にかけて、国民教育推進の動きがなかったわ

表4 1933-34年における省庁間での予算配分

	配分額	%
外務省	214,748	0.4
財務省	3,224,693	6.7
公共教育省	3,102,966	6.4
内務省	4,257,062	8.8
公共衛生省	1,328,531	2.7
司法省	1,623,949	3.4
公共事業省	26,536,860	54.7
農業省	697,084	1.4
運輸通信省	5,732,973	11.8
陸海軍省	1,751,821	3.6
合計	48,470,687	100.0

出所：公共教育省財政データ（『統計年鑑』1933-34年「国家財政」）

24) 実際、財務省統計局がイギリスのエジプト占領後の国家財政にかかわるさまざまな統計を整理した『統計報告』[*Statistical Returns, 1881-1897*]には、報告14として「行政支出」データが記載されているが、その額が少なかったためか、そこでは教育関係の支出統計は現われない。

けではない。20世紀に入ってエジプト民族主義運動が高まるとともに、民間主導での国民教育普及は着実に展開していた。それは、エジプト国民大学の国立カイロ大学への昇格に代表される中高等教育においても進められたが、とりわけ国民教育として重視されたのは、初等教育の分野であった。イギリスからの独立後に公布された1923年憲法では、初等教育の義務化が定められた。

初等教育改革の最初の試みは、それよりもはるかに早く、1898年に開始されていた。それは、近代エジプトの初等教育における二重構造、つまりムハンマド・アリーに始まるエリート国家官僚養成のための官立初等教育制度と、主にモスクに付属するクッターブ（コーラン学校）に任せられた一般国民の民間初等教育との二重構造の解消を目的としたものであった。

具体的には、エリート国家官僚養成のための官立初等学校をそれまでどおりの「初等」（英語 primary）課程として存続させたいうで、新たに一般国民への初等教育のために、官立の「民衆初等」（英語 elementary, アラビア語 awwal）課程—「民衆初等」の呼称は田中〔田中2011: 102〕による一を設立したのである。上級の中高等学校へ進級できるのは「初等」課程の生徒だけで、「民衆初等」課程の生徒は、初等教育どまりであった。

1923年憲法で定められた初等教育の義務化の対象となったのは、「初等」過程のみならず、というか、もっぱら「民衆初等」課程であったが、掛け声のわりには、義務教育の普及は進まなかった。表5は1920年代、30年代、40年代における初等教育（elementary, primary）就学率の推移を示している。

表5から、1920年代から30年代への期間では初等教育の就学率は上昇しているが、その後は停滞していることがわかる。その理由は校舎や教員からなる教育インフラの不備であり〔Boktor 1963: 27〕、その背景にあったのは、教育関係予算の不足であった。この状況が改善され、「初等」課程と「民衆初等」課程が「公共」初等教育として一元化され、国家予算の裏付けをもって教育関係インフラが整備されるのは、1952年7月革命後における革命政権による教育改革を待たねばならなかった〔Lee, J. W. and Lee, H. 2016〕。

表5 初等教育（elementary, primary）就学率の推移，1924-25，1936-37，1948-49年度

	1924-25年度			1936-37年度			1948-49年度		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
初等就学者数	284,850	71,256	356,106	510,122	319,402	829,524	565,022	330,991	896,013
5-10歳人口	937,433	921,958	1,859,391	1,107,879	1,100,958	2,208,837	1,208,856	1,191,197	2,400,053
就学率	30.4%	7.7%	19.2%	46.0%	29.0%	37.6%	46.7%	27.8%	37.3%

注) 5-10歳という年齢は elementary (awwal), primary 課程の標準的就学年齢と一致してはいるわけではない。特に後者の課程ではかなりずれている。ここでは時系列的变化を大雑把に理解するために、仮に「就学率」として算出している。

出所：『教育統計』（*Statistique scolaire*）

6.2.3 民間主導の初等教育

以上からあきらかなように、近代エジプトの「公共」初等教育は、1952年7月革命まで、エリート国家官僚養成を目的とした課程を除き、ほとんど民間によって担われていた [Saleh 2016]。それでは、民間主導の近代エジプトの教育事情とは、どのようなものであったのか、それを、初等教育の経営母体に焦点をあてて検討してみよう。

初等教育は学校の経営母体によって、エジプト学校であるか外国学校であるかの国籍別に、また、イスラム教徒によって経営されているか非イスラム教徒によって経営されているかの宗教・宗派別に分類することができる。²⁵⁾ 表6は1921/22年における、国籍別の経営母体ごとの初等学校数を、表7はそのなかの、エジプト学校の経営母体ごとの初等学校数と生徒数を、そして表8は1921/22年における外国学校の経営母体ごとの初等学校数と生徒数を整理したものである。

1921/22年は、1898年の「民衆初等」教育課程の設立など、国民教育普及の機運がたかまっではいたものの、イギリスからの独立後に公布された1923年憲法で初等教育の義務化が定められる直前の年である。そのために、1921/22年のデータには、1898年における「民衆初等」教育課程設立以前ほどではないにしても、民間主導におけるエジプト初等教育事情が強く反映されていると考えられる。

表6によると、初等教育を担った学校のうち、エジプト学校は、学校数で68.6%、生徒数で66.3%である。しかし、エジプト学校のなかでも、政府と県委員会—県委員会を経営母体とする学校については、[田中 2005]を参照—を運営母体とする学校は、表7にみるように、学校数で28.4%、生徒数で31.8%に過ぎない。さらに、政府が担ったのは、主としてエリート国家官僚養成のための官立初等 (primary) 学校であったことを考えると、一般国民の初等教育のほとんどは民間によって担われたといっても過言ではない。

また、民間を運営母体とする学校に目を向けると、表8にみるように、外国学校で政府が担う学校数は8.6%、生徒数は8.0%ときわめて少ない。また、民間の外国学校のうち、宗教組織の学校が60%を占めている。このことはエジプト学校でも同じであり、イスラム、非イスラムに限らず、宗教団体・組織が運営する学校数・生徒数が圧倒的に多い (学校数で71%強、生徒数で68%強)。

6.3 教育事情のなかのワクフ

6.3.1 教育省支出とワクフ省支出

それでは、こうした教育事情のなかで、ワクフの社会貢献度はどの程度であったのか。この

25) ここで、注意すべきは、国籍別の学校分類であれ、宗教・宗派別の分類であれ、そこで学ぶのは特定の国籍、宗教・宗派の生徒ではなかったことである。この点については、1907年の教育センサスデータに基づいたアレクサンドリアとカイロの学校事情に関する文献 [Kato and Iwasaki 2006] を参照のこと。

表6 1921/22年初等教育運営母体別学校数・生徒数

運営母体	学校数	%	生徒数			
			男子校	女子校	合計	%
エジプト学校	712	68.6	94,274	17,661	111,935	66.3
イギリス学校	33	3.2	1,419	1,941	3,360	2.0
アメリカ学校	61	5.9	3,423	3,788	7,211	4.3
フランス学校	115	11.1	12,083	12,409	24,492	14.5
ギリシャ学校	50	4.8	5,537	4,960	10,497	6.2
イタリア学校	55	5.3	4,440	4,697	9,137	5.4
その他	12	1.2	1,787	432	2,219	1.3
合計	1,038	100.0	122,963	45,888	168,851	100.0

出所：Census of School, School Year 1921/1922

表7 1921/22年初等教育運営母体別エジプト学校数・生徒数

運営母体	学校数	%	生徒数			
			男子校	女子校	合計	%
政府	98	13.8	21,545	2,675	24,220	21.6
県委員会	104	14.6	9,798	1,671	11,469	10.2
アズハル	7	1.0	12,302	0	12,302	11.0
ワクフ	22	3.1	4,531	540	5,071	4.5
ムスリム慈善協会	48	6.7	7,804	1,241	9,045	8.1
ムスリム私立	86	12.1	10,863	1,608	12,471	11.1
コプト慈善協会	110	15.4	11,805	3,548	15,353	13.7
コプト福音	108	15.2	4,463	1,651	6,114	5.5
コプト私立	86	12.1	7,182	1,532	8,714	7.8
ユダヤ	25	3.5	2,799	2,250	5,049	4.5
アルメニア	8	1.1	610	676	1,286	1.1
その他	10	1.4	572	269	841	0.8
合計	712	100.0	94,274	17,661	111,935	100.0

出所：Census of School, School Year 1921/1922

表8 1921/22年初等教育運営母体別外国学校数・生徒数

運営母体	学校数	%	生徒数			
			男子校	女子校	合計	%
政府	28	8.6	2,786	1,784	4,570	8.0
宗教組織	201	61.7	14,332	18,748	33,080	58.1
世俗協会	73	22.4	9,097	6,381	15,478	27.2
私立	24	7.4	2,474	1,314	3,788	6.7
合計	326	100.0	28,689	28,227	56,916	100.0

出所：Census of School, School Year 1921/1922

	公共教育省 支出	ワクフ省 支出	ワクフ省支出 /公共教育省 支出(%)
1929-1930	3,065,510	941225	30.7
1930-1931	3,310,175	936529	28.3
1931-1932	3,166,330	837772	26.5
1932-1933	3,113,735	732246	23.5
1933-1934	3,039,698	704279	23.2
1934-1935	3,122,463	728085	23.3
1935-1936	3,574,857	740404	20.7
1936-1937	3,674,387	719031	19.6
1937-1938	3,921,177	699461	17.8
1938-1939	4,304,655	745331	17.3
1939-1940	4,206,157	752511	17.9
1940-1941	4,217,826	760846	18.0
1941-1942	4,323,322	774152	17.9
1942-1943	4,667,075	921654	19.7
1943-1944	5,738,670	1085240	18.9
1944-1945	6,868,239	1,371,712	20.0
1945-1946	10,483,969	1,375,708	13.1
1946-1947	10,634,120	1,209,718	11.4
1947-1948	11,372,289	1,086,857	9.6
1948-1949	15,515,302	1,307,421	8.4

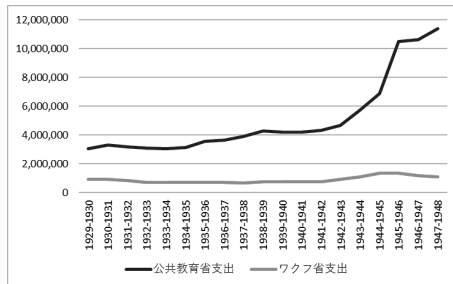


図 17 教育省・ワクフ省財政支出，1929-1949 年 (L. E.)

出所:公共教育省財政データ (『統計年鑑』「国家財政」), ワクフ省財政データ (『統計年鑑』「ワクフ行政」).

問いに答えるために、まず、教育省支出とワクフ省支出を比較してみよう。教育省支出とワクフ省支出のすべてが教育分野に向けられたわけではない。²⁶⁾しかし、教育省支出はもちろんのこと、ワクフ省支出にも多くの慈善・教育関係の支出が含まれており、教育省とワクフ省の支出から教育のための費目を取り出し、それを比較することはできる。

なお、先の表 4 の国家財政予算にみるように、ワクフ省は民間の寄進 (ワクフ) 物件の管理・運営を業務としていたためであろう、省庁間の予算分配の対象になっていない。そこで、ここでのワクフ省支出として、第 3 節で検討したワクフ省財政支出を取り上げる。図 17 は、1929 年から 1949 年までの教育省支出とワクフ省支出の推移を示したものである。

あさらに、ワクフ省支出が横ばいなのに対して、教育省支出は徐々に増え、第二次世界大戦以後、急激に増えている。このことは、先に近代エジプト教育事情で解説したように、エジプト政府が 1940 年代以降、公共教育、とりわけ初等教育の普及に本腰を入れ始めたことを示している。その結果、比較のうえでは、ワクフ省の社会貢献の比率が低くなり、第二次世界大戦以後には、ワクフ省支出は教育省支出の 10% を切るまでになった。

26) 教育省支出でも、教育関係支出以外に、1914 年以降、教育省予算として図書館・博物館支出が計上され、その額は年々増えていっている。

6.3.2 教育分野でのワクフの社会貢献

しかし、このことは、ワクフ省の社会貢献が低下したということの意味するものではない。たしかに、教育省支出が急激に増えた第二次世界大戦以後では、ワクフ省支出が教育省支出の10%を切るまでになった。しかし、教育省支出に対するワクフ省支出の比率は、それ以前の1928-1929年には30%にも及んでおり、それから減少するものの、1936-1937年までは20%以上を保っていた。この数字は、教育省支出が国家予算に基づく財政支出であることを考えると、決して小さな数値ではない。

また、先の表7では、ワクフを運営母体とする初等教育学校は、エジプト・ムスリム学校の学校数で6.0%、生徒数で6.8%でしかない。しかし、先述したように、慈善ワクフ支出の大半が、クッターブ（コーラン学校）が併設されたモスクの費用であったことを考えると、当時の公共教育と家庭教育は重なっていたところから、「モスクの費用」を教育関係支出に含めるなど、慈善ワクフ会計からの教育関係支出をもう少し広義に考えるべきであろう。

しかし、ともかくも、慈善ワクフ支出のすべてが教育分野に向けられたわけではない。したがって、慈善ワクフの教育分野での貢献を推定するためには、慈善ワクフ支出のうち、教育分野への支出と想定される費目を抽出し、それに検討を加える必要がある。

そこで、慈善ワクフ会計簿そのものを検討したのではないことから、慈善ワクフ支出のなかから教育分野への支出費目を特定することの難しさを承知のうえで、少々強引ではあるが、表3の慈善ワクフ支出費目のうち、1897-1944年会計については、費目「宗教・宗教教育サービス」と「学校・クッターブ」を、1944-1958年会計については、費目「慈善事業」の細目「モスクの費用」と細目「他の慈善事業」の細々目「学校とクッターブ」を、教育分野への支出として取り上げる。図18と図19はこうして推計された、1897-1957年における慈善ワクフ支出に占める教育関係支出額とその比率の推移である。

この2つの図からうかがわれるのは、1929年の世界大恐慌に始まる1930年代の落ち込みを除けば、慈善ワクフ会計からの教育関係支出額は増え続けていたこと、そして、その間、慈善ワクフ支出に占める教育関係支出の比率は一貫して40%を上回っていたことである。このことから、1952年7月革命までの初等教育において、ワクフ財源が、少ない国家の教育予算を補填する役割を果たしていたことはあきらかである。

以上、ワクフ制度の初等教育分野における貢献を検討した。前近代の初等教育が主にモスクに併設されたクッターブによって担われたことはよく知られている。近代は初等教育において、伝統的なクッターブ教育から国家が組織する学校制度へと移行する時代であった。しかし、この移行は教育インフラの不備から遅れ、本格的な公立の学校制度が開始されるのは、1952年7月革命政権下においてであった。

この移行期において、ワクフ財源、つまり具体的には、慈善ワクフ物件の運営から得られる

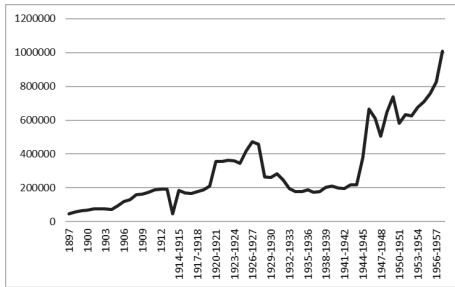


図18 慈善ワクフ支出に占める教育関係支出額, 1897-1957年 (L. E.)

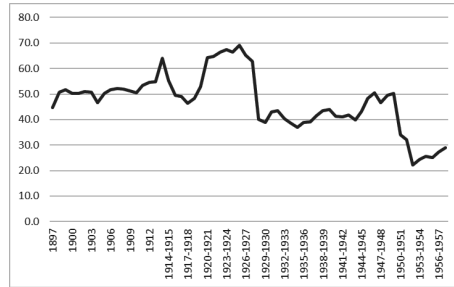


図19 慈善ワクフ支出に占める教育関係支出の比率, 1897-1957年 (%)

収益は、国家の教育予算を補填する役割を果たした。たしかに、それは補助的な役割でしかなかった。とはいえ、当時の貧弱な教育財政事情を考えると、無視できない規模の貢献であったと思われる。1952年7月革命以後、「モスクの費用」の延び率の低下に示されるように、慈善ワクフが初等教育に対して貢献する時代は終わった。しかし、「モスクの費用」とは対照的に、「慈善事業」費の延び率は上昇している。そこに反映しているのは、新たな時代環境における慈善ワクフによる社会貢献の多様化であると思われる。

結—歴史のなかのワクフ

ところで、本稿の「序」において、既存の研究では前近代ワクフ研究と現代ワクフ研究が断絶してなされてきたこと、その理由は前近代と現代をつなぐ近代におけるワクフ事情について研究がなされてこなかったこと、それゆえに、本稿はエジプトという特定の舞台のもとではあるが、近代でのワクフ事情を検討し、前近代ワクフ研究と現代ワクフ研究とを橋渡しすることを目的とすること、を述べた。そこで、以下、本稿の「結」として、これまでの分析結果から、この目的がどの程度に達成されたか、また、どのようなことが今後の研究課題として残されたかを整理してみたい。

近代とワクフ

近代を境にした社会体制の根底的な変化を考えると、既存の研究にみられる前近代ワクフ研究と現代ワクフ研究との断絶は、克服すべき課題ではあるものの、避けえないものであろう。ここで、近代を境にした社会体制の根底的な変化とは、言うまでもなく、イスラムを理念とし、聖俗の未分化なイスラム社会体制から、「民族」を単位とし、聖俗二元論に立つ国民国家体制への移行である。ワクフ制度は、この体制変革のなかで、その社会での位置づけを変化させた。この点を考慮すると、そもそもワクフをイスラムの「寄進」制度と呼ぶことに問題があるのであろう。聖俗の分離を認めない前近代のイスラム社会体制のもとでは、寄付行為のな

かで、宗教的な含意をもつ寄付を、寄付一般と区別して「寄進」と呼ぶ根拠はないからである。

ともかく、ワクフは知れば知るほど、よくできた制度であると思う。と同時に、その定義や社会機能において曖昧な点が多い。それは、かつて近代エジプトにおける土地所有権構造を検討していたときに感じた曖昧さに通じる。²⁷⁾ そこでは、宗教と世俗のほか、公と私、所有と利益の間の境界がはっきりとしていないのである。そこで、無理やり境界を設けて「分析」してみると、混乱は増すばかりであった。

結局のところ、行き着いたのは、問題はイスラムの理念や制度のあり方ではなく、それを検討するときの観察者の問題設定や分析・解釈枠にあるのではないかと、つまり、曖昧さは観察者が作り出しているのであり、イスラムの観点からみれば、そこになんの曖昧さもないのではないかと、ということであった。そして、この当たり前のことに思い至らなかったのは、近代を境にした社会体制の根底的な変化に対する認識が甘かったからであった。

第1節では、ベアーのワクフ改革論が批判的に取り上げられているが、それは、ベアーがあまりに国民国家の政治体制を前提に議論を展開しているからであった。また、第2節では、ワクフ改革が土地制度改革の展開と関連づけられて跡づけられているが、それは、従来のワクフ改革研究が近代エジプト土地制度史研究と同じ問題設定や分析・解釈枠の問題を抱えていると感じてきたからである。筆者は、ワクフを、寄付・寄進の問題として考察するのを主流とするなか、土地所有の応用問題として捉えてきた。

システムとしてのワクフ

以上の第1節と第2節での議論からみてきたのは、前近代から近代への移行にあって、ワクフ制度はその社会生活での位置づけにおいて大きく変化したが、しかしそれにもかかわらず、ワクフ制度は近代エジプトにおいても広く展開していたらしいことであった。そこで、次なる課題は、ワクフ制度の前近代から近代への移行でみられる断続性と継続性をどう統一的に捉えるかであった。

そして、このことを論じる材料を集めるためになされたのが、第3・4・5節におけるワクフ省財政収支データの分析であった。そのうえで、ワクフの社会貢献を検証するために、初等教育分野を取り上げ、ワクフ省財政収支データの分析結果と初等教育データをつき合わせることによって、ワクフの社会貢献を論じたのが、第6節であった。その結論を繰り返すと、近代エジプトのワクフ制度は、その非効率性を批判され、いくたの「改革」の対象になりながらも、政府の公共福祉政策での財源不足を補う役割を果たしていた、というものであった。

27) 堀井聡江は、先買権をテーマにイスラム法上の「利益する権利」の曖昧さに関する議論を展開したが〔堀井 2007〕、筆者は、そこでの議論にほぼ賛同する。イスラム的な制度を理解するには、こうした「曖昧さ」を切り捨てるのではなく、イスラム的な文脈において、理解する必要がある。そこでなされたイスラム的な所有権と利益権の関係についての議論は、19世紀中葉における土地法改革の中心テーマである〔加藤 1993〕。

それでは、この結論を踏まえて、ワクフ制度の前近代から近代への移行での断続性と継続性をどう理解すべきであろうか。この点において興味深いのは、高岩伸任の指摘である。高岩は、イスラム法を根拠とするワクフ制度とコモンローの法環境で形成された信託制度との比較を試み、ワクフ制度が宗教的であり、信託制度が世俗的であるとの違いはあるが、動機・目的・機能において類似していることを指摘した [高岩 2009]。

そこで示唆されているのは、制度の創出と展開において、制度における個々の目的、動機、機能よりも、制度が運営される文化的背景—ここでは法環境—が重要だということである。慣習の積み重なりから形成された制度は、それが創り出された歴史的過程をフォローすることを通してしか分析できない。

筆者が第1節のなかでベアーのワクフ改革論への批判との関連で指摘した「システムとしてのワクフ」と「制度としてのワクフ」との区別は、こうした時間の経過における制度の断続性と継続性を意識して設定された。そのうち、「システムとしてのワクフ」はワクフ経営のモデル化であり、ワクフ制度の継続性を担保する。その特徴は、寄進財の管理方式にある。つまり、ほかの寄進制度では、寄進後、寄進財の管理権は教会や寺院など宗教当局に移転されることが多いのに対して、ワクフ制度にあっては、寄進後も、寄進財であるワクフ物件の利用と維持・管理にかかわるすべてが、寄進者の作成するワクフ文書（ワクフィーヤ）において取り決められ、ワクフ文書は法的な文書に準ずる拘束力をもった。

そこでは、ワクフ設定の発意から、文書作成とその内容、ワクフ設定後の管理に至るまで、寄進者という個人の意向に基づいており、ワクフにかかわる手続きが、徹頭徹尾、個人が取り結ぶ契約の積み重ねとして展開している。また、ワクフ運営の財源は主としてワクフ物件の賃貸料・小作料であり、ワクフは市場の動向と歩をとる。そして、この市場との結びつきから、ワクフは、意図せず、目に見えない形で、社会にビルトインされた（埋め込まれた）所得の再分配と社会資本の形成のためのチャンネルとして機能することになった [Kato 2004].²⁸⁾

こうした、公私にわたる市場を媒介とした個人間の契約の積み重ねがあって、ワクフ以外の寄進・寄付にはみられないような、ワクフの社会経済生活での広範な普及と波及効果もたらされたと考えられる。そこでは、少なくとも法的にみて、国家を含む外の権威・権力が介入する余地はない。²⁹⁾

28) 筆者はこれまで機会あるごとに、また本稿でのこれまでの論述においても（注18を参照）、ワクフと市場の結びつきについて注意を喚起してきた。しかし、この結びつきを実証するためには、体系的なデータを必要とする。本稿で分析したワクフ省財政データは、かかるデータとなりうる。

29) この契約社会としての性格は、近代西欧における社会契約説でみられるような、「私」とは区別される「公」の存在として社会を前提し、社会の形成を個人と社会との間の架空の契約によってではなく、個人の契約の積み重ねによって社会の形成を説明するイスラム世界の社会観にもあらわれている。そして、こうしたイスラム社会の秩序原理は、絶対的な唯一神の存在を前提にしたイスラムの世界観と規範体系と関係するが、これは別個に検討すべき課題である。

「イスラム復興」とワクフ

以上の「システムとしてのワクフ」としてのワクフ経営のモデル化は、本稿の冒頭で述べた「理念としてのワクフ」の定義を精緻化する試みである。ところが、現実のワクフ制度といえ、第2節で指摘したように、ワクフ制度の特徴を維持しながらも、前近代のワクフ制度との比較ではもちろんのこと、近代での展開だけを取り上げても、その内実を大きく変質させた。実際、「改革」を経ることによって、ワクフ寄進者の独立性は国家による中央集権的な管理で失われ、その名称となったワクフ物件の半永久的な処分の凍結（ワクフ）規定は骨抜きにされた。

ところが、こうしたワクフ制度の変質の一方で、1970年代後半の「イスラム復興」以降、イスラム経済に対する関心の高まりのなかで、ワクフ制度が再評価されている。この現象を、前近代・近代・現代と続くワクフ制度の歴史のなかで、どう理解すべきであろうか。2つの理解の仕方が可能であろう。

ひとつは、近代におけるワクフ改革を国民国家エジプトの建設という時代環境の変化への対応とし、その延長に現代におけるワクフ制度の再評価を位置づける見方である。もうひとつは、近代におけるワクフ改革を前近代のワクフ制度との断絶とし、現代におけるワクフ制度の再評価を「イスラム復興」にともなうワクフ制度の再生と位置づける見方である。

この2つの見方のどちらをとるかは、ワクフ制度を超えて、イスラム経済一般について評価する際、分水嶺となる選択だと思われる。筆者はこれまで、どちらが論理的な議論にとって有益かを判断基準に、この2つの見方をテーマに応じて使い分けてきた。

本稿についていえば、主として前者の見方、つまりワクフ制度の継続性を重視する見方から執筆してきた。³⁰⁾それは歴史での「制度としてのワクフ」の展開を超えて、「システムとしてのワクフ」のなかに、近代資本主義とは異なる社会経済システムをみてきたからである。³¹⁾たとえば、もしワクフをイスラム的な寄付や寄進の形態とし、現代のワクフ再評価を「慈善」研究のなかだけで論じるならば、ワクフ制度が歴史のなかで果たしてきた特異な所得と富の再分配システムを評価しそこうように思われた。

今日の寄付や慈善への注目は、国家による富と所得の再分配機能の限界があきらかになり、

30) イスラム法とイスラム法体系の区別は、この継続性と断続性を考察するために、筆者が設定した概念装置である。イスラム法とは聖法シャリーアであり、イスラム法体系とは、シャリーアを核としながらも、法源を異にする行政法（カーヌーン）と慣習法（ウルフ）を取り込んだ法システムである [加藤 2002: 83-87]。

31) もっとも、イスラムの「理念」がイスラム教徒の経済行動における動機に与える影響も無視できない。高岩伸任 [高岩 2009] は、信託と宗教の結合、そして寄進へのインセンティブの高さと資金の永続的確保の結びつきを、ほかの寄進にはないワクフの特徴としている。そのうえで、世俗的な目的をもつ家族ワクフの廃止が寄進へのインセンティブの後退をもたらしたと示唆している。しかし、この示唆の正否は、慎重に検証しなければならない。たとえば、上山一 [上山・臼杵 2015; Kamiyama and Kashiwagi 2019] は、ヨルダンのイスラム銀行利用者に対する意識調査から、イスラム銀行が利用される大きな理由として、利用者のイスラム的手続きへの信頼を指摘している。

国家に頼らない富と所得の再分配システムが求められているからであろう。そこで、多くの富豪による巨大な金額の援助基金が立ち上げられることにもなる。しかし、そこに新しい富と所得の再分配システムをみることはできない。

それは、既存の資本主義体制のもとで稼いだ金額の一部を「浄財」として差し出す行為にし過ぎないからである。そして、近代資本主義が国民国家と歩をとともにしてきたことを考えると、現在、求められているのは、近代資本主義とともに、国民国家から一線を画した所得や富の再分配システムであろう。この点、ワクフは多くのヒントを与えてくれる。

たしかに、ワクフがその機能を十全に果たしたのは、前近代におけるイスラムを理念とした政治体制のもとであった。現代は国民国家の政治体制の時代であり、ワクフをめぐる政治環境は前近代とはまったく異なっている。しかし、ワクフは本来、国家から独立し、徹頭徹尾、市場を介した個人の契約の束によって運営されるように設計された制度である。

今後、国民国家と資本主義が将来的にはともかく、急速に退潮に向かうことはないであろう。しかし、国家から一線を画して設計されたワクフ制度は、異なる政治体制のなかであっても、入れ子構造のように、国家から日々の生活まで、パッケージされた経済システムとして、大小さまざまな社会経済生活の領域や単位で適用できるように思われる。

引用文献

ワクフ省関連データ

Annuaire statistique de l'Égypte (A.S.), 1909-. Direction de la Statistique, Ministère des Finances, Imprimerie Nationale, Cairo. [『統計年鑑』]
Statistical Returns. 1898. Government of Egypt. Cairo: National Printing Office.

五十嵐大介. 2011. 『中世イスラム国家の財政と寄進—後期マムルーク朝の研究』 刀水書房.

岩武昭男. 1999. 「イスラム社会とワクフ制度」 岩波講座 世界歴史 10 『イスラム世界の発展 7-16 世紀』 岩波書店.

加藤 博. 1986. 「19 世紀中葉エジプトにおける税制度—その 1. 不動産賃貸借税」 『イスラム世界』 25-26: 70-102.

_____. 1987. 「19 世紀中葉エジプトにおける税制度—その 2. 通行・市場税」 『東洋文化研究所紀要』 103: 1-69.

_____. 1989. 「19 世紀中葉エジプトにおける税制度—その 3. 土地税」 『東洋文化研究所紀要』 109: 35-107.

_____. 1993. 『私的土地所有権とエジプト社会』 創文社

_____. 2002. 『イスラム世界論—トリックスターとしての神』 東京大学出版会

_____. 2020. 『イスラム世界の社会秩序—もうひとつの「市場と公正」Vol.1』 iCardbook. 詩想舎.

上山 一・臼杵 悠. 2015. 「イスラム銀行利用者による金融商品の利用動機と継続的取引の決定要因—ヨルダンの事例から」 『アジア経済』 56(4): 2-27.

- 熊倉和歌子. 2019. 『中世エジプトの土地制度とナイル灌漑』東京大学出版会.
- 白岩一彦. 1994. 「イスラム教国における宗教財産制度（ワクフ）」『レファレンス』523: 38-76.
- 高岩伸任. 2009. 「ワクフと信託—イスラームと英米における『財産的取り決め』の比較・検討」『イスラーム世界研究』3(1): 503-517.
- 田中哲也. 2005. 「革命前エジプトにおける県委員会による教育行政と地方分権」『福岡県立大学人間社会学部紀要』14(1): 51-66.
- . 2011. 「イギリス占領時代末期におけるアッワル学校と民衆初等教育制度」『福岡県立大学人間社会学部紀要』20(2): 101-117.
- 長岡慎介. 2020. 『資本主義の未来と現代イスラーム経済（下）—金融資本主義からの脱却と「利他利己」の超克』iCardbook. 詩想舎.
- 長谷部史彦. 2004. 『中世環地中海圏都市の救済』慶應義塾大学出版会.
- 林佳世子. 1999. 「イスラーム法の刷新—オスマン朝における新賃貸契約制度の誕生をめぐって」岩波講座 世界歴史 19 『イスラーム・環インド洋世界』岩波書店.
- 堀井聡江. 2007. 「エジプトにおける先買権と土地所有権」『アジア経済』48(6): 29-49.
- 松田俊道. 1991. 「ワクフ解消について」『中央大学アジア史研究』15: 35-50.
- 三浦 徹. 2022. 「宗教寄進のストラテジー—ワクフの比較研究」岩波講座 世界歴史 9 『ヨーロッパと西アジアの変容 11-15 世紀』岩波書店.
- Abdel-Fadil, Mahmoud. 1975. *Development, Income Distribution and Social Change in Rural Egypt (1952-1970): A Study in the Political Economy of Agrarian Transition*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Baer, G. 1962. *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*. Oxford: Oxford University Press.
- . 1969. Waqf Reform. In G. Baer ed., *Studies in the Social History of Modern Egypt*. Chicago: The University of Chicago Press, pp. 79-92.
- Boktor, Amir. 1963. *The Development and Expansion of Education in the United Arab Republic*. Cairo: The American University in Cairo Press.
- Ener, Mine. 2003. *Managing Egypt's Poor and the Politics of Benevolence, 1800-1952*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Heyworth-Dunne, James. 1968. *An Introduction to the History of Education in Modern Egypt*. London: Frank Cass & Co. Ltd.
- Kamiyama, Hajime and Kenichi Kashiwagi. 2019. Factors Affecting Customers' Continued Intentions to Use Islamic Banks, *Journal of Financial Services Marketing* 24: 59-68.
- Kato, Hiroshi. 2004. A Historical Study of the Market Society—Reflected in the Waqf System in Muslim Societies, *Annals of Japan Association for Middle East Studies* (AJAMES; 日本中東学会年報) 20(1): 47-63.
- Kato, Hiroshi and Erina Iwasaki. 2006. Cairo and Alexandria at the Beginning of the 20th Century: An Analysis Based on Population and Education Censuses for 1907/8, *Mediterranean World* XVIII: 323-368.
- . 2016. *Rashda: The Birth and Growth of an Egyptian Oasis Village*. Leiden: BRILL.
- Kuhnke, LaVerne. 1990. *Lives at Risk: Public Health in Nineteenth-Century—Egypt*. Berkeley: University of California Press.
- Lee, Jong Wha and Hanol Lee. 2016. Human Capital in the Long Run, *Journal of Development Economics* 122: 147-169.
- Mansour, Fawzy. 1967. *Development of the Egyptian Financial System up to 1967*. Cairo: Ain Shams

- University Press.
- Rivlin, Helen A. B. 1961. *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali in Egypt*. Cambridge: Harvard University Press.
- Saleh, Mohamed. 2016. Public Mass Modern Education, Religion, and Human Capital in Twentieth-Century Egypt, *Journal of Economic History* 76(3): 697-735.
- Toledano, E. R. 1990. *State and Society in Mid-nineteenth-century Egypt*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Nizarat al-Maliya. 1908. *Kashf ihsā'al-talāmīdh al-mawjūdīn bi-l-madāris al-'umūmīya wa al-khuṣūṣīya bi-l-quṭr al-miṣrī 1907-1908*, Nizārat al-Māliya, Idārat 'Umūm al-Iḥṣā', Cairo.
- Qadri, Muḥammad. 1928. *Qānūn al-'adl al-'insāf lil-qaḍā'i 'alā mushkilāt al-'awqāf*. Cairo.
- _____. 2003. *Murshid al-ḥayrān ilā ma'rifat aḥwāl al-insān fī al-mu'āmalāt al-shar'i ya 'alā madhhab al-imām al-a'zam abī hanīfa al-nu'mān*. Cairo: Dār al-Afāq al-'Arabiya.
- Rizq, Yunan Labib. 1975. *Tārikh al-wizārat al-miṣrīya*. Cairo.

付 録

以下は、一般会計収支と慈善ワクフ会計からなるワクフ省財政会計収支額のデータベースである。紙面の都合から、それぞれの会計収支内訳に関するデータの掲載は割愛する。出典は、『統計年鑑』[*Annuaire statistique de l'Égypte* (A.S.)] 1912年-1959年である。不自然な数字が散見するが、そのまま記載した。

ワクフ省財政会計収支額のデータベース

ワクフ省財政会計簿 (エジプトポンド)						
年	一般会計 収入	慈善ワクフ 収入	総収入	慈善ワクフ 収入比率 (%)	ワクフ省 財政支出	収支 バランス
1897	20,215	201,260	221,475	90.9%	175,483	45,992
1898	22,135	189,592	211,727	89.5%	171,150	40,577
1899	22,031	208,631	230,662	90.4%	182,777	47,885
1900	22,318	205,992	228,310	90.2%	191,035	37,275
1901	18,389	227,026	245,415	92.5%	206,617	38,798
1902	21,804	247,238	269,042	91.9%	214,282	54,760
1903	22,283	252,300	274,583	91.9%	213,654	60,929
1904	33,375	257,653	291,028	88.5%	221,303	69,725
1905	34,793	313,332	348,125	90.0%	259,151	88,974
1906	31,902	364,586	396,488	92.0%	323,417	73,071
1907	40,324	391,976	432,300	90.7%	352,144	80,156
1908	41,775	395,361	437,136	90.4%	415,934	21,202
1909	44,396	437,493	481,889	90.8%	434,623	47,266
1910	43,206	459,627	502,833	91.4%	467,705	35,128
1911	48,683	443,598	492,281	90.1%	477,285	14,996
1912	46,294	421,098	467,392	90.1%	482,538	-15,146
1913	53,373	438,706	492,079	89.2%	477,981	14,098
1914-1915	44,644	363,647	408,291	89.1%	461,431	-53,140
1915-1916	67,210	446,789	513,999	86.9%	471,958	42,041

加藤：近代エジプトのワクフ（イスラム寄進）

1916-1917	83,010	482,519	565,529	85.3%	465,555	99,974
1917-1918	91,059	512,937	603,996	84.9%	525,986	78,010
1918-1919	106,983	534,650	641,633	83.3%	540,806	100,827
1919-1920	147,868	640,770	788,638	81.3%	558,219	230,419
1920-1921	193,026	705,494	898,520	78.5%	744,441	154,079
1921-1922	131,659	683,173	814,832	83.8%	756,168	58,664
1922-1923	143,642	722,472	866,114	83.4%	760,006	106,108
1923-1924	146,472	719,714	866,186	83.1%	744,820	121,366
1924-1925	173,326	748,761	922,087	81.2%	731,684	190,403
1925-1926	196,969	796,969	993,938	80.2%	836,476	157,462
1926-1927	213,094	853,969	1,067,063	80.0%	966,932	100,131
1927-1928	215,184	875,194	1,090,378	80.3%	969,180	121,198
1928-1929	236,323	796,901	1,033,224	77.1%	909,418	123,806
1929-1930	247,341	768,867	1,016,208	75.7%	941,225	74,983
1930-1931	184,610	680,388	864,998	78.7%	936,529	-71,531
1931-1932	186,213	530,277	716,490	74.0%	837,772	-121,282
1932-1933	160,414	504,834	665,248	75.9%	732,246	-66,998
1933-1934	168,507	536,929	705,436	76.1%	704,279	1,157
1934-1935	168,692	517,117	685,809	75.4%	728,085	-42,276
1935-1936	166,907	566,411	733,318	77.2%	740,404	-7,086
1936-1937	216,068	565,697	781,765	72.4%	719,031	62,734
1937-1938	172,841	550,898	723,739	76.1%	699,461	24,278
1938-1939	211,777	595,315	807,092	73.8%	745,331	61,761
1939-1940	209,670	608,288	817,958	74.4%	752,511	65,447
1940-1941	254,361	620,183	874,544	70.9%	760,846	113,698
1941-1942	182,120	604,550	786,670	76.8%	774,152	12,518
1942-1943	224,767	725,449	950,216	76.3%	921,654	28,562
1943-1944	331,390	807,220	1,138,610	70.9%	1,085,240	53,370
1944-1945	502,467	875,597	1,378,064	63.5%	1,371,712	6,352
1945-1946	514,880	1,375,708	1,890,588	72.8%	1,890,588	0
1946-1947	552,651	1,209,718	1,762,369	68.6%	1,762,369	0
1947-1948	526,342	1,086,867	1,613,209	67.4%	1,613,211	-2
1948-1949	612,732	1,307,321	1,920,053	68.1%	1,920,053	0
1949-1950	606,752	1,477,105	2,083,857	70.9%	2,083,857	0
1950-1951	785,253	1,665,023	2,450,276	68.0%	2,500,366	-50,090
1951-1952	783,928	1,909,936	2,693,864	70.9%	2,763,964	-70,100
1952-1953	923,510	3,393,640	4,317,150	78.6%	3,718,275	598,875
1953-1954	971,457	2,871,138	3,842,595	74.7%	3,688,802	153,793
1954-1955	973,914	3,173,523	4,147,437	76.5%	3,737,680	409,757
1955-1956	1,008,332	3,125,272	4,133,604	75.6%	4,003,673	129,931
1956-1957	1,007,622	3,269,939	4,277,561	76.4%	4,026,393	251,168
1957-1958	1,058,203	3,690,678	4,748,881	77.7%	4,545,460	203,421